

○議事日程

令和6年9月3日（火） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・一般質問（5人、6項目）

日程第 3・陳情第 1号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情〔委員会報告〕

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	清水友紀	2番	吉田敏郎
3番	石田史行	4番	井上慎司
5番	武井正広	6番	星野洋一
7番	今西景子	8番	寺野圭一郎
9番	佐々木昇	10番	山下純夫
11番	前田せつよ	12番	山本研一

○説明のため出席した者

町	長	山神裕副	町	長	石井護
教	育	長	井上義文	参事（兼）	岩本浩二
参事（兼）	参	務課長	山口哲也	参事（兼）	小玉直樹
参事（兼）	参	福祉介護課長	中戸川進二	財務課長	高島大明
税務窓口課長	奥津亮一	環境課長	高橋清一		
保険健康課長	土井直美	子ども課長	田中美津子		
都市計画課長	柏木克紀	都市整備課長	井上昇		
産業振興課長	中村睦	会計管理者（兼）	石井直樹		
参事（兼）	田中栄之	生涯学習課長	田代孝和		
学校教育課長					

○議会事務局

事 務 局 長 遠 藤 直 紀 書

記 佐 藤 久 子

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

これより令和6年開成町議会9月定例会議を開会いたします。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

9月定例会議の議事日程案につきましては、お手元に送付のとおり、去る8月26日に、開催されました。議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、9月定例会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおり決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、6番、星野洋一議員。7番、今西景子議員の両名を指名します。

日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、通告順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことに決まりました。

それでは、一般質問に入りますが、質問、答弁は簡潔にお願いします。

11番、前田せつよ議員、どうぞ。

○11番（前田せつよ）

皆様、おはようございます。議員番号11番、前田せつよです。通告に従いまして2つの項目について質問をいたします。

大項目、1つ目でございます。

带状疱疹・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の助成について問う。

①带状疱疹は、子どもの頃の水ぼうそうが原因で発症し、重症化すると最悪死に至ることがございます。また、後遺症で神経麻痺などが起こることもあります。

本開成町の带状疱疹ワクチン接種は、令和6年度から公費助成制度を開始し、2種類のワクチンそれぞれに助成をしております。生ワクチン接種費用は約8,000円かかり、町は3,000円を助成し、町民の自己負担額は約5,000円でございます。一方、不活化ワクチン接種費用は高額で約5万円かかり、2回の接種が必要でございます。町は8,000円を2回分、1万6,000円の助成を行い、町民の自己負担額は約3万4,000円でございます。

近隣自治体では、2種類のワクチン費用をそれぞれに半額助成を行い、自己負担額は生ワクチンは約4,000円、不活化ワクチン約2万5,000円のところもございます。町民の皆様からは、助成額を増額してほしいと切実な声がございます。

町の見解を問います。

②新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年3月31日をもって全額公費助成の無料接種は終了してございます。

町内のコロナの罹患状況は、6月下旬に中学3年生の学年閉鎖が実施されました。町民からは2度目のコロナに罹患したとの声も聞いてございます。感染拡大防止の視点から、ワクチン接種の推進が必須であると思います。

今後の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種における自己負担額について、町の考えを問います。

以上お願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。

前田議員の御質問、带状疱疹・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の助成について問うについてお答えいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。日本人の成人の90%以上は、带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜在しており、過労やストレスなどの原因により免疫力が低下するとウイルスが活性化して発症するとされております。50歳以上になると発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が罹患すると言われております。

带状疱疹の主な症状としては、体の左右どちらかに痛みが生じ、かゆみを伴う発疹が現れます。皮膚の症状が治癒した後も痛みが残ることがあり、带状疱疹後神経痛PHNと呼ばれております。

町では、令和6年4月に、带状疱疹ワクチンの予防接種費用の助成を開始しました。助成対象は、接種日において50歳以上の町民とし、助成額は、2種類のワクチンのうち、生ワクチンは3,000円、2回の接種が必要な不活化ワクチンは1回当たり8,000円を上限としております。

带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づかない任意接種であることから、健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく救済制度の適用とはなりません。現在、国の審議会により、定期接種化する場合の安全性や期待される効果、最適な対象年齢、費用対効果などについての検討が行われております。

町といたしましては、ワクチンの公的接種は、国による統一した制度の下で実施されることが望ましいと考えております。

なお、带状疱疹ワクチンの予防接種費用の助成につきましては、開始から間もないこともあり、まずは御利用の実態の把握に努めております。

そして同時に、国の施策として定期接種化が図られるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の新型コロナウイルスワクチン自己負担額についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、予防接種法上のB類疾病に位置づけられております。ワクチン接種に関しては、本年度10月から2月までの期間に、インフルエンザなどと同様に定期接種としての実施が予定されております。

定期接種の対象は65歳以上の方、及び60歳から64歳で心臓、腎臓、または呼吸器の機能に障害があるなど重症化リスクの高い方となっております。なお、定期接種の対象者以外の方におかれましては、任意接種として接種を受けることが可能となっております。

定期接種対象者の自己負担額につきましては、現在、全国の自治体で検討が進められておりますが、開成町といたしましては、インフルエンザワクチンと同様に、当初、国が示した接種費用の3割程度を予定しておるところです。

神奈川県が発表している新型コロナウイルス感染症に関する情報によれば、これまで感染者数は緩やかな増減を繰り返した後、本年5月頃から再び増加傾向が強まりましたが、7月下旬にピークを打ち、その後、減少基調となっている状況にあります。

昨年5月、感染症法上の5類へ移行後、感染症対策は基本的に個人や事業者の判断に委ねることとされた一方で、町としては引き続き、感染症予防としてマスクの着用や手洗い・うがいの励行、医療機関等においては、マスク着用を推奨しております。

今後におきましても、感染拡大防止に最大限努めながら、国に対してワクチン接種が統一した制度の下で実施されるよう要望してまいりたいと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

一定の答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

私は、带状疱疹ワクチン接種の公費助成をという題名で、昨年3月、一般質問を行ったわけでございます。

そのときの答弁では、ワクチン接種により深刻な健康被害を未然に防止する取組が重要と認識していると。令和6年度の予算化に向けて判断していくというものでございました。

その結果、先ほど町長答弁にもございましたように、私が通告でも申し上げましたように、令和6年度から助成制度が開始いたしまして、町民の方から喜ばれていると。

しかしながら、その制度が始まりまして、助成額について、特に医療機関等々推

奨めている不活化ワクチンは、2回接種の約5万円というこのワクチンですけれども、これが高額のために、やはり半額を助成している近隣自治体が実際にあることから助成額の増額を考えてほしいと、切実な町民の声がございまして、今回の一般質問に至ったわけでございます。

それでは、質問をさせていただきます。

带状疱疹の自己負担額、個人の負担額について、足柄上地区1市5町の状況はどのようなになっておりますでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、前田議員の質問にお答えいたします。

足柄上地域ということでして、中井町が、生ワクチンが上限2,000円、不活化ワクチンが8,000円の2回。大井町が上限、生ワクチンが2,000円、不活化ワクチンが8,000円の2回。松田町、生ワクチンは対象外、不活化ワクチンは8,000円の2回。山北町は、生ワクチンは対象外、不活化ワクチンは8,000円の2回の足柄上郡地域ではそういう状況になってございます。

南足柄市ですけれども、生ワクチン、不活化ワクチンとも接種費用の半額というのが補助の金額となっております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

今、足柄上地区1市5町、1市4町ですかね、御答弁いただきました。

その中で、南足柄市さんは、半額の負担をしていると。南足柄市さんにおきましては、生活圈も共にして開成町はおりますし、医療機関等々、南足柄市民の方と同様の医療機関を受診する、利用するということが日常頻繁に行われている状況にあるわけでございます。

病院に行ったときに、助成額、負担額はこうですよと、そういうものを目にされた町民の方から、やはり南足柄市さん同様に半額負担をしてほしいという声が続々と届いたというような実態がございました。

この点を踏まえまして、どのようにお考えになるか、御答弁願います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

確かに近隣の南足柄市が半額を補助、上限2万5,000円までということでございますけれども、開成町より確かに上限額費用についての補助額が多いということは承知してございます。

ですが南足柄市は、確かに補助額は多いですけれども、ほかの4町におきましては、開成町と同じ8,000円、不活化ワクチンについては8,000円。生ワクチン

については対象外にしているところもございますので、確かに南足柄市は多く補助してございますが、ほかの4町とは大体均等が取れていると思っております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

実は、昨年度の町民集会の中で、町長が、带状疱疹ワクチン接種の公費助成をしていると、そのお話に触れたときに、これは高齢者施策の1つなんだというようにお話ししていたことが印象深く残っておるわけでございます。

私が昨年、一般質問したときには、30代の女性の例を挙げたり等々しながら、带状疱疹ワクチンの必要性を訴えたわけでございますが、町長から、本当に高齢者施策の1つだと断言された町民集会に向かわれたその思い、その思いを慮りますと、やはりこの補助額をもう少し上げた形で御対応してもよいのではないかと思うところでございます。

町長、いかがでございましょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

町民集会のみならず、ほかの場でもそのような趣旨の発言はしたと思います。

そういう意味では、昨年度までは、この带状疱疹ワクチンの接種に対する助成は行っていなかったわけで、それが始まったということは、一定の何といたしましうか、進歩、実践があったものと認識しております。

そして近隣市町村、本件のみならず、ほかの市町村との比較ということは、全くもって本意ではないんですけども、実際、県内33自治体の中で、まだ助成をしてない自治体は約半分の16もございまして、そういったのも事実かと認識しています。

ただ、そこに焦点が絞られると、議論は本質から外れて、目的からどんどんそれていってしまいますので、そういった議論は、それぞれの自治体独自のお考えがあってやっているものと位置づけていただければと思います。

簡潔にということですので、この辺りにさせていただきたいと思うんですけども、本件に限らず、やはりいろんな助成に関しては、全体の限られた予算の中での比較、優先度、基本的に最小のコストで最大の効果を上げるという地方自治法上の責務を果たす上でという、そういった視点で様々な助成の額であれば額というのも考えてやっておると。あとは、始めて間もないということもございまして、今後の実績等を踏まえて、また将来的に様々な検討をさせていただければと考えております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

ワクチンについて、2種類のワクチンがあると、先ほど来から申し上げておるわ

けでございますが、ほとんど不活化ワクチン、この約5万円、2回接種という部分が医療機関、また様々な自治体でもその接種が多いということは聞き及んでおるところでございます。

その5万円というところのその費用ですよね。助成をしたとしても、所得の少ない方に対しては、本当に高額で手に届かないワクチンではないかと実感するところでございます。この所得の少ない方に対して、このワクチンを受けたいよという人に対して、ワクチンが受けられるような体制づくり、この点についてのお考えを問います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

所得の少ない人に対してのワクチンの考え方ということでございますが、確かにこの带状疱疹ワクチンの不活化のほうは高額でございます。所得の少ない方に対しては、支払いの際に、大変なというところは十分承知はしてございます。

ですが、ほかのいろいろなワクチン等ございますけども、今、開成町で行っているワクチンの中で、生活保護の方に対しては、免除制度というものが、ほかのワクチン等でございますけども、低所得者に対しては、今のところは免除制度とか、そういうものを今は考えてございません。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

先ほどこの带状疱疹ワクチンの接種の助成についての事業展開も始まったばかりで推移を見ているという御答弁がございました。この所得の少ないがゆえに、受けたくても受けられない方の声もしっかり拾う形を取っていただきまして、带状疱疹について、十分な防御ができるような体制整備を行っていただきたいと思っております。

それでは、2つ目に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症ワクチンにつきまして、これにつきまして自己負担額についてお尋ねするところでございます。

この新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、本年の3月31日をもって、全額公費助成であったものを、無料接種はもう完全に終了されておるわけでございます。

厚生労働省は、新型コロナの重症化予防を目的として、令和6年の秋冬に、自治体ごとによる定期接種が行われて、各自治体において設定した自己負担額がかかるようになってございます。この各自治体のというところが、キーポイントでございまして、これに基づきまして、開成町は一体どのようなスタンスを取っていくのかということをお聞かせしたいと思います。

最初に、先ほど带状疱疹のときにもお尋ねいたしましたが、足柄上地区1市5町の自己負担額、個人の負担額について、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種につき

ましても問います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、お答えいたします。

開成町の接種費用は、国の言っております接種費用の約3割程度と考えておりまして、開成町では2,100円と考えております。ただ、ほかの5町につきましては、どこの町が幾らというのは、ちょっと申し上げられないんですけども、2,000円から3,500円の幅がございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

2,100円ということで答弁いただいたわけですが、やはり新型コロナウイルスワクチン接種の自己負担が、この2,100円になった根拠は、今の国のものを基にした形で試算されたという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

国の接種費用の約3割ということで積算いたしております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

県内のこの高齢者インフルエンザ接種を基にして、県内では高齢者インフルエンザ接種と同額となるような自己負担額を打ち出している町がございます。その辺の視点をもって、そうなってくると、開成町は1,500円となるわけですが、国の基準というよりも、身近な新型コロナウイルスワクチン接種と捉えた形にして、高齢者のインフルエンザ接種に同額というような視点はお持ちではなかったのでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

インフルエンザワクチンとコロナワクチンでは、そもそものワクチンの単価と接種費用等が異なります。どうしてもコロナのほうが高額ということがございまして、それで費用設定してございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

先ほど再質問の最初の中で、足柄上地区1市5町の自己負担額、個人の負担額については、答えられないということで御答弁いただいたわけですが、私、横のつながりが政党の関係からございまして、近隣の自己負担額を調べましたところ、数字は申し上げるのは差し控えますけれども、どうやら、かなり金額がばらけていると、先ほど課長がおっしゃったように、2,000円のところもあれば、3,000円のところもあればということで、かなり足柄上の中でこんなにばらけていいのかなど。この足柄上衛生部会でしっかりと足並みをそろえて、先ほど来申し上げているように、生活圏を同じくしているわけですから、しっかりとその辺は検討されるべきものであったかと思いますが、その点、検討がなされたのか、なされなかったのか、この金額がばらけた要因というのは、どのような背景がございませぬのか問います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

当然、この近隣市町村で同じ金額を望んでいるということもありまして、衛生部会等の会議に臨む際に、上地域1市5町統一した金額にしたいということを開成町としては申し上げました。

その中で、話し合いがなされたんですけども、やはりそれぞれの自治体の意向等ございまして、金額の統一には至らなかったということでございます。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

町長にお尋ねいたします。

この足柄上衛生部会に所属するこの近隣の1市5町、トップですね。首長の中でそういう話をそもそも出されたのかどうか、また、そこでリーダーシップを執って、どうだろう同じ金額で秋冬からやろうじゃないかというような、そういうようなお話が出たのかどうか、その辺の首長視点でのこの件に関しての背景等をお答え願いたいと存じます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問の件ですが、幾つか1市5町の市長、町長が集まる場はございまして、その場において、この新型コロナウイルス接種費用に関しては、私からも、もしくは、ほかの首長さんからも話題、もしくは提案、御意見等は出たことはありません。

そして、私自身も課長の土井からも説明があったとおり、統一されたほうがいろんな意味で望ましいという考えの下で部会等に臨んでいただきました。結果はいろ

んな市町の事情がありますし、それが優先される形でそれぞれ個別にということになりました。

そこには、先ほどの帯状疱疹もしかりだとは思いますが、やはり各市町村の考え方、事情があり、それが優先されるべきというところが結果としても現れた、もしくは本件については現れる見込みと認識しております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

町長の御答弁をいただきまして、その辺の各市町のカラーとか、また、まとまっていったほうがいいというような形で、課長のほうも尽力されたという御答弁でございました。

実際、自治体によって助成額が違うということは、本当に住民感情としては大変に違和感が生まれ、望ましくない状況であることを御認識はいただいているというところで、最後、この1点につきましてお尋ねします。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

やはり足柄上地域で、医師会も、上医師会というのがございますので、統一した金額等が望ましいというのは重々承知しております。今後、そういったことがございましたら、できる限り統一した金額等になるように、また、ほかの事業等に関しましても、できる限り横と連携を取りながら進めていきたいと思っております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

ただいま土井課長から、今後、それに対して尽力したいという御答弁をいただきました。ぜひとも、よろしく願いをいたします。

それでは、大項目2つ目に入りたいと思っております。

2項目め、認知症に関わる人が笑顔になるために「ユマニチュード」の介護技法を。

国は本年1月に、認知症基本法を施行し、認知症の人を誰もが相互に支え合う共生社会の実現の推進を示しております。超高齢社会において、令和7年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われております。高齢者が住み慣れた地域でその人らしく笑顔で暮らしていくためには、認知症とともに生きるためのまちづくり施策が重要でございます。

近年、認知症に伴い介護をする人、される人が笑顔になる手法として、科学的にも注目をされております「ユマニチュード」という介護技法がございます。ユマニチュードとは、フランス語で人間らしくあるという意味を持ち、介護するときのコミュニケーションを一連の手順で編み出した効果の高い技法でございます。既に、

介護・医療施設や救急搬送の現場でユマニチュードの効果を体験している事例もございます。

そこで、開成町の職員及び町民等に対しまして、ユマニチュードの介護技法の研修や講座を行って、普及啓発することは必要であり、有益と考えます。

町の見解を問います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、前田議員の御質問、認知症に関わる人が笑顔になるために「ユマニチュード」の介護技法をについてお答えいたします。

急速な高齢化の進展などにより、日本社会全体で認知症の発症者は増加しております。

開成町におきましても、令和4年度、要介護認定の申請理由のうち、意思疎通の困難さが見られる症状である認知症を患っておられる方は461名、要介護認定者の約6割に当たり、年々増加傾向となっております。

御提案のあったユマニチュードは、フランスの体育学の専門家が御自身の御経験を基に確立された認知症の方とのコミュニケーション技法の1つです。見る・話す・触れる・立つの4つを基本アクションとし、あなたのことを大切に思っていますということを相手理解できるように伝える技術と考え方であると理解しております。

開成町では、これまでも認知症サポーターのステップアップ講座や認知症患者の徘徊模擬訓練などの機会を通じまして、ユマニチュードで用いられております技法と同様のコミュニケーション手法について学び、実践してきております。

ユマニチュードに関しては、この技法に絞った研修や普及啓発を行う考えは、現時点ではございません。今後、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

ユマニチュードとはいかなるものかと、町長の御答弁の中で御説明をいただき、ありがとうございます。

今、町長から御答弁がありましたように、フランスの体育学の専門家のお二人によって開発されて、もう35年以上の歴史を持つものでございまして、視覚、感情、言動による包括的なコミュニケーションに基づいたケア技法であって、特にこのユマニチュードの技法は、高齢者と認知症患者に有効とされて、神奈川県内はもとより、全国的にも広がり始めたというような表現が合っているかと思えますけれども、そのような形で進んでおるところでございます。

ここで、特にユマニチュードのこの技法をほれ込んでという言い方がいいどうかあれですけれども、福岡市の事例を若干御紹介させていただきたいと思います。

福岡市の市政だより、開成町で言えば、かいせいのたよりですけれども、福岡市政だよりの9月1日号が、ユマニチュードのことがばーんと記事に載っているわけでございますけれども、福岡市は1人でも多くの市民に認知症ケアについて知ってもらおうと、独自の講師、ユマニチュード地域リーダーを養成し、地域の公民館や小・中学校、企業などで講座を実施していますと。令和7年度までに、全ての校区での実施を目指しますと掲載されておりまして、その市政だよりには、小学校では4年生を対象に講座を実施していますと写真つきで紹介がされていました。

特に福岡市においては、救急隊の方々が、ユマニチュード技法を使うことで認知症の方をスムーズに救急搬送できたという体験が、全国を走り回っているということがございます。

また、全国紙の3月13日の朝刊によりますと、福岡市が、ユマニチュードを推進する部署を全国で初めて新設をしたという内容の記事が飛び込んでおります。この点を踏まえまして、このユマニチュードの技法について、まずは、町職員に一体どういうものなのかと、しっかりと講習なり研修なり行うようなお考えがあるか、ないか問います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、ユマニチュードという言葉でございますが、あくまで、こちらについては認知症への介護の手法の1つであると考えてございます。

そもそも、厚生労働省のほうでは、こういった職員向けの育成ですとか、地域の方の育成に関しては、一定の考えの下、カリキュラムですとか、支援のメニューですとかを定めてございまして、一応本町では、それに基づいて様々な取組を進めているという実態がございます。

したがいまして、職員への啓発普及ということでございまして、本町では、国が定めたルールに基づいた中で行っているものでございます。

今、議員のお言葉の中にも、福岡市では、この手法にほれ込んでというお言葉があったんですが、当町では、特段そういったことは意識せずに、国の考え方に基づいてやっているといった状況でございます。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

ユマニチュードに対しまして、ぜひ山神町長もほれ込んでいただきたいと思います。

また、今の福岡市という市についての事例をお話ししましたが、ほかにも慶應義

塾大学病院と京都大学病院では、それぞれインストラクターと一緒に、ユマニチュードを学ぶ機会を定期的に設けているというようなこともございます。

また、本町の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の第9期の中に、認知症施策の充実ということに記載した、掲げている部分がございます。この施策を構成する事業と取組について触れた記事を読ませていただきますと、認知症地域支援推進員の配置をしてやっていくんだというような記述の最後の部分でございます。

町民ボランティアとの連携強化を図り、ニーズに合った資源の発掘や開発を進めていくという記述が書いてございます。既存の様々な認知症のステップアップ講座ですとか、サポーター養成講座を否定するものではございません。ただし、認知症については、特効薬もないわけでございます。今の認知症をこれ以上進めないためというようなお薬はありますけれども、本当に万全な特効薬がない限りは、やはり行政として認知症をどうにかして阻止することが必要じゃないかという視点を持って、この資源の発掘や開発を進めていくという中では、このユマニチュードというところに光を見いだして、ぜひとも足柄上1市5町の中で、ああ開成町はユマニチュードのことをもうやり始めたんだというような形のスタンスを取っていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、先ほど申し上げたとおり、本町におきましては、ユマニチュードということに絞って取組を進めているわけではないといったところです。

国が進めている進め方の中で準じてやっているわけなんですけど、例えばその中のテキストを少し御紹介させていただきますと、認知症対応のための具体的な7つのポイントということで、例えば見守る、余裕を持って対応する、声をかけるときは1人で、後ろから声をかけない、優しい口調で穏やかに相手の言葉に耳を傾けるといったように、7つのポイントを国の標準の考え方では示してございまして、決してユマニチュードを否定しているわけではなく、今申し上げた7つは、議員おっしゃるユマニチュードと同等な手法なのかなと。若干言い方が変わっているだけかなと捉えてございます。

それから、先ほど議員からお話があったように、地域との連携ですとか、普及啓発といった部分でございますが、認知症サポーター養成講座、それからステップアップ講座、声かけ訓練等々を実施しながら、地域で対応できる地域力を高めるといった取組を進めてございます。

今現在、認知症サポーターにつきましては、1,978人の御登録をいただいているといった状況がございます。こういった地道ではありますが、しっかりと地域に考え方を進めていって、特効薬はないというお話もあったんですが、まさしくそのとおりでございまして、多くの人が意識を持って対応していただけるという環境

をつくることが大切かなと考えてございます。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

ただいま中戸川参事のほうから認知症サポーター、1,978人おりますと。私もその1人に名前を連ねておるところでございますが、では今、既存で町が今まで認知症に関する講義、講座を受けて、いや一体、じゃユマニチュードとどこが違うのよという話になるかと思えますけれども、私は昨年、認知症の開発者の方の講演会がちょっと日程が合わなくて、その講義には出席はできなかったんですけども、私の大変親しい議員が、彼女は実際、15年間精神科の病院に看護助手として勤めた彼女から、本当に堰を切ったように、目からうろこが落ちたぐらいに認知症に対してのユマニチュードの姿勢は違うと。じゃ、言葉で言ってみてよと彼女に言いましたら、この表現がとても足りるとは思いませんけれども、ユマニチュードの特段優れている人は、介護をされる人とする人、支援をしてあげている人と支援をされている人と、そのような垣根がなくてフラットな状態になって、双方の人間の尊厳が保たれるということを実感したと。

今までの認知症のケアの中では、おじいちゃん、おばあちゃんが、子どもに返ったような思いで対応しようよとかいうようなことが、よくフレーズの中で出てきますけれども、このユマニチュードは、一人一人の個人の尊厳というものがしっかりと担保された形で行われていると。

ですから、彼女が申しますには、認知症の職場というのは、苦悩や諦め、義務感という雰囲気が漂うことが多いんですけども、その介護される側・する側も笑顔になり、双方の人間の尊厳が保たれ、認知症の方が本来持っていた最も善良なその人らしさが現れると。本当にその関係で、その場にいる施設の皆さんが、温かい気持ちの中で介護ができる点ですと、さらに、将来的に介護現場における人手不足解消の一助にもなり得る技法だと私は強く感じましたと、彼女の口から直接脈々とそのようなお話をしていたわけでございます。

国の方針が、ユマニチュードに対しては、特段あるわけではなくて、国の方針にのっとった形で開成町はやっているよと。それも一理あるとは思いますが、やはり輝きを持つまちづくりとなれば、先進的なユマニチュードの技法もやってみようという、そのような気持ちで、まずは、できることから取り組むというリーダーシップが必要ではないでしょうか。

町長、お答え願います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、一部繰り返しになりますけれども、ユマニチュード全てを把握しているわけではありませんけれども、否定しているわけでは、まずありません。

そして、今現在、様々な研修であったり、国の指針等も踏まえて、現場の職員の皆さんは、それと同様の同等のサービスを心がけている、もしくは行っていると認識しています。

そして、この分野に限らずですけれども、新たな手法が開発されたりとかということも日々あちこちの分野で起こっていると思いますし、そういう情報を入手するという姿勢、学ぼうとする姿勢、それを研究するという姿勢はとても大事だと思っております。

その中で、このユマニチュードというものが、まず、例えば先進的かどうかというお言葉もありましたけれども、それも現在の日本における位置づけ等々を踏まえ、まだちょっとすみません。先進的かどうかということも分からない、まず、これからちょっと研究させていただきたいという状況でもありますし、また、先ほども具体的な御説明がありましたけれども、私も調べさせていただいた限りでは、例えば4つの柱の中の見るということに関しましても、先ほど中戸川参事からもありましたけれども、同じ目の高さでとか、近くからとか、正面からとかという基本的なことも多いかと思えますし、現場の職員の皆さんは、そういった基本は十分身につけた上で対応していただいていると認識しています。

最後に1つ、このユマニチュードということに関してのみ言いますと、考え方、技法というものの1つ哲学のようなものが、哲学のように位置づけられるとも考えられます。

よって、より現場において、実際に作業に当たっていただく職員の皆さんが、身につけるものとしては、より基本的なものから、しっかりと身につけることのほうが、やはり少し高度で難しそうに思えるものにチャレンジするよりは、現実的には今大事なのかなという思いもございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

ユマニチュードに関しまして、調査・研究を行うという姿勢は、町長、おありですか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

これは例えば今の認知症という話題の中で、これから高齢化が一段と進むと同時に、発症者の数が増え、比率は上昇していくという見込みの中で、1つの手法としてというか、様々これに限らず学んでいかなければいけないということは、今後多々あると思います。その1つという認識はしております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

今の御答弁ですと、そういう技法は多々あるということは認識しているというところの御答弁でした。

調査・研究は、ユマニチュードについてされますかという質問に関しまして、端的にお答え願いたいと存じます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

役場は総合商社と呼ばれるように、様々な業務を行っております、その中で、この福祉介護という分野があります。

そして、その中で、高齢者福祉ということ、認知症対策というものがいろんな業務分担の中であります。そして、それぞれの分野において、繰り返しですけれども、町民の幸せのため、最小のコストで最大の効果を上げるために、日々学び、研究し、将来よりよいものを実践していこうという姿勢は、全ての職員が持っていていいると思います。

そして、その中で、ユマニチュードというものが、果たして有用なものかどうかは、ほかのと同様に学んでいくべきだと思いますし、最終的にこれを取り入れていこうという、まず判断というか、意見するのは、現場の職員の方だとも思っておりますので、現時点で私がこれを例えば進んで研究しますとか、やりますということとは考えておりませんし、現時点では、その立場ではないのかなと思っています。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

先ほど来からユマニチュード、ユマニチュードと何度もお互いに連呼をしておるところでございます。

この今、私が一般質問をしているこの映像を御覧になっている方、また、本日の傍聴にお越しの方、また同僚議員はじめ職員の方、多くの方が御覧になっていると思います。

まずは、皆様にお願ひでございます。このユマニチュードについて関心を持っていただきまして、ホームページ、ユーチューブなどで御覧いただきたいと。大分早々、NHKでも特集番組を組んだ、それだけ価値のある介護技法だと私は確信して、この一般質問に臨んだわけでございます。

開成町がユマニチュードの技法を取り入れて本当によかったと、そういうふうに見える日が一日も早く来ますことを期待いたしまして、私の一般質問、これにて終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで前田議員の一般質問を終了といたします。

続いて、3番、石田史行議員、どうぞ。

○3番（石田史行）

改めまして、皆様おはようございます。3番議員の石田史行でございます。私はこのたび1項目を質問させていただきます。

高齢者の移動手段の確保策を問いたいと思います。移動手段の確保が難しい高齢者にとって、現在、町が社会福祉協議会に委託運営する福祉コミュニティバス事業というものは一定の意義と、そして成果が認められるものの、平成29年度の本格実施から今年で7年目に入り、この間様々な改善を重ねているにもかかわらず、町民の評価というものは、あまり芳しくないのが現状でございます。

主な利用者であります高齢者の声をしっかりと拾い、利用者数を一層増やし、満足感を持っていただける運営に努めることが大切であり、まずは、福祉コミュニティバス事業のこれまでの取組の総括と、今後の事業運営の方向性というものを伺いたいと思います。

また、全国で高齢ドライバーによるアクセルとブレーキの踏み間違いなどが原因となり、痛ましい死傷事故が多発する一方で、運転免許証の返納というものが低迷している現状がメディア等で報じられてございます。

本庁の高齢者の免許返納を促すという意味においても、この高齢者の移動手段の確保策というものは喫緊の課題であり、現状の福祉コミュニティバス事業だけでは不十分であり、新たな取組や仕組みづくりが早急に必要と考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

石田議員の御質問、高齢者の移動手段の確保策を問う、についてお答えいたします。

福祉コミュニティバスは平成27、28年度の試行運転を経て、平成29年度に本格運行を開始しました。運行を開始した後も、アンケートなどを通じた利用者の声を踏まえながら、随時改善を図り、現在の運行形態に至っております。

現在の運行形態は、町内に25か所のバス停を設け、巡回線としての東回りと西回り、南北線として南行きと北行きの全4系統の路線において、それぞれ1日4便を運行しております。

令和5年度における利用実績は、全4系統の路線で年間延べ8,736人。1日当たりに換算すると36.1人となっております。

利用者数は、コロナ禍による行動制限などの影響により落ち込みましたが、直近3年間は回復基調にあります。

全4系統を合わせた第1便から4便までの利用実態に関しては、始発である第1便の利用者数が最も多く、全体の33.7%を占めていることが1つの特徴です。利用者を年代別で見ると、高齢者が約76%を占めております。これらのデータから、高齢者をはじめとする町民の皆さんの生活に必要な移動手段として定着してき

ていると捉えております。

次に、自動車運転免許証の自主返納の実態について御説明いたします。

令和5年中に運転免許証を自主返納した件数は全国で38万2,957件、うち神奈川県では2万5,541件となっており、いずれも返納者の約90%が70歳以上の高齢者となっております。

開成町では、令和5年度中の自主返納件数は52件、全国や神奈川県と比べると、自主返納の比率はやや高いと言えます。年齢階層では49件が70歳以上の高齢者となっております。

町としましても、交通事故のリスクを低減するために、免許証を自主的に返納することの重要性は十分に理解しております。同時に、高齢者がいつまでも健康を維持され、年齢を重ねても変わらぬ生活を過ごせるように支えていくことも大切であると考えております。

現在、近隣自治体で実証実験として実施されております、デマンド型交通の対象エリアが開成町にも拡大される予定で調整が進められております。今後の高齢者の移動手段の確保策については、これらの利用実績などのデータを踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

ただいま町長から一定の御答弁いただきましたので、私から再質問をさせていただきたいと思っております。

利用者の約76%、約8割が、高齢者であるということでありまして、高齢者目線からちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

高齢者といいましても、一口に言っても足が不自由な方などの状況は様々かと思っております。

現場で、実際に運転手さん、高齢者の方々に対して、こういった対応を取られているのか、現場の対応の業務の実態をお教えいただきたいと思っております。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

コミュニティバスにつきましては、町の社会福祉協議会に委託をして運行してございます。私どもの考え方をお伝えした上で、社会福祉協議会の中でも交通に支障のない範囲でということになりますが、乗り降りにお困りの方がいた場合にはできるだけ手助けするようという指導をしていると伺っております。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

ただいまの参事の御説明によれば、高齢者の方々に優しく接していただいているということだと思いますので、それは続けていただきたいと思います。

ちょっと細かいことを聞きたいのですが、シルバーカーを押してくる高齢者の方が乗ろうとした場合に、どういう対応を運転手さん取られているのか、実態を教えてくださいたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。先ほどのお答えと繰り返しのになってしまうのですが、シルバーカーということに限らず、乗り降りにお困りの方がいれば、手を差し伸べるということを基本と指導していると聞いてございます。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

参事の今の答弁、ちょっとふわっとした感じで、要するに徐々にシルバーカーを押している方が高齢者が、シルバーカーと一緒に乗りたいと言ったときにどういう対応をされているのか、そこを明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず、乗車の条件として、シルバーカーと一緒に載せるのはどうかということとちょっと感じたんですが、まずその点については特段乗車を制限するような要件にはなってございません。したがってシルバーカーをひいて、一緒にバスに乗車することは問題ないという状況でございます。

その上で、お一人で乗り降りが困っているといた方には交通に支障のない範囲、当然周囲の交通もありますので、その中で問題がない場合にはできるだけ手を差し伸べると、運転手が手を差し伸べるといったことを基本としていると伺ってございます。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

なぜここにこだわっているかといいますと、実は、複数の町民の方からちょっと御意見いただいまして、実はそのシルバーカーを押してバスに乗ろうとすると、乗せてくれないだと思込まれている方が、私の確認できたところは2人いらっしゃったんです。

このバスに乗るのを、もうそもそも拒否されると思って、シルバーカーを押して

いると思って乗るのを諦めているという御意見をお出しいただいています。

その点問題なく、高齢者の方々に優しく接していただいていると思うんですけども、そういったことも問題なく、シルバーカーと一緒に乗れるんだということを、もっと私は町民にPRをすべきだと。そしてその上で利用者の増につなげるべきだと私は考えますけれども、町の考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。シルバーカーという限定のお話なのですが、なぜそういう誤解が生まれているのかなというところも1つちょっと原因としては気になるところではございますが、その辺も確認しながら、ではつえを持っている方はどうなんだとか、様々なケースがあろうと思います。基本的にはどなたでもお乗りになれるといったところではございますので、そういったことを視点に機会捉えながらPRは進めてまいりたいと思います。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

とにかくそういうお声をいただいたということでもありますので、そういう誤解をされている方もいるようですので、だからそのところは誤解を解いて乗っていただけるようなPRをお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、運転手さんは、優しく接していただいていると思うんですけど、あくまでもボランティアではなくて、報酬をもらっている以上、やはり行政サービスの担い手であるということを、十分自覚してもらう必要があると私は考えてございます。

役場職員の窓口の職員向けに接遇研修というのをやっておりますけれども、運転手の方々の、接遇レベルの向上のための研修というものは、行っているのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

委託先の社会福祉協議会の中では、必ず年1回交通ルールも踏まえた接客対応ということも含めて、研修を年1回以上は実施しているといった状況でございます。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

そうしますと、そういう接遇に特化した形の研修というものは、ちょっと行っていないという認識でよろしいですかね。それをやったほうがいいのかと私は思うん

ですけれども、お願いします。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まずは、安全に運行するということが大事なと捉えてございますので、今現在は交通ルールといったことを主眼に、接客対応ということも含めてやっていると。議員の御提案のあった接遇という部分は、議員おっしゃるとおり、町の顔というような役割もございまして、強化できるところがあれば、適宜強化しながらやっていきたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

よろしくをお願いします。

次に運転免許証の自主返納の話をちょっとしたいのですけれども、先ほど私の答弁では、本町の現状としては、令和5年中の返納者は52件で、そのうち49件は70歳以上だということでございまして、返納の進み具合としては割かし高いほうだというような御答弁でございました。

そういった免許返納を一層進めるためだけではなくて、本当にこの高齢者の方々のそもそも論としてですけど、この高齢者の移動手段の確保策について、やはり私は繰り返しになりますけども、現在の福祉コミュニティバスだけでは、やっぱりカバーできていないと、不十分であると。

やはりこの新たな取組、あるいはプラスの仕組みづくりというものが、私は早急に必要なのではないかなという問題意識を強く持っております。

やはり、町民の方といろいろお話を聞いていますと、町内だけじゃなくて、町外の例えば病院でありますとか、それからスーパーですとか、その目的地にドアツードアで移動したいというニーズがあるわけございまして、この福祉バスでは残念ながら当然町内だけですから、対応できないわけです。

けど町民の方は、結構町外に近隣の病院ですとかスーパーですとか結構利用されていますよね。だから、そういう意味でやはり今の福祉コミュニティバスは維持しつつも、プラスこういった方々のニーズに対応した新たな取組というものを、私はぜひつくっていただきたいと思っておりますけども、これはまず町長のお考えを伺いたいと思っております。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、巡回バスに関しましては、私も石田議員と同様の課題意識は持っております。その辺りは、これまでのいろいろな場での私の発言等を踏まえれば、十分御理

解いただいているものかなと思います。

そして巡回バスに関しましては、潜在的な需要をまだ掘り起こし切れていない、そして住民の需要にまだ応えられる余地があるというか、完全にマッチしているものではないとは考えております。

それは絶対的な評価でありまして、ただその相対的に、ほかの手段、今回、他町で取り組まれている実証実験のデマンド型交通を、開成町の一部なんですけども、運行が予定されていること、あとはその他の選択肢としては、タクシーチケットの配布、またはなかなか現実的には他市町の動向等を見ますと厳しいと思うんですけども、民間バスの誘致等々、ほかの選択肢はあると思います。

その中で巡回バスに加えてなのか、もしくは代わりなのか、その何が開成町の皆さんの、特に高齢者を中心とする移動手段としてふさわしいのか。そこには当然あの費用対効果というものがという視点が欠かせないという事情がやっぱりありますので、それらを今まさにこれから始まろうとしております、デマンド型交通の実証実験のデータ等も踏まえて、将来像を描いていきたいとは考えています。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

町長の見解を伺いましてありがとうございます。その将来像ですけれども、いろんな選択肢があると、いろいろ研究されているようでございますけれども、その方向性というものを、もうそろそろ示していただいてもいいのではないかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

いつ頃までにこの件に関して結論をお出しになるおつもりなのか、その方向性だけでもお示しをいただければと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

今後の時間軸といいたいでしょうか、スケジュール的なものに関しましては、例えばその実証実験は、順調に行けば10月から、そしてその実証実験の期間というものがあります。それが終わってから最終的な検証というわけではないので、それを並行していろいろと今後考えていくという意味では、その実証実験の終わりから逆算してしかるべきタイミングというあたりまでには、おおよその像、それは予算との兼ね合いも当然出てくると思いますので、そこで決めたものがその日から始まるわけでもありませんので見通しとすれば、そのようなスケジュール感になるのではないかなと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

早急に、方向性を示していただきたいなと思います。町長の見解ばかり伺って、私の見解もやはり開陳しないといけないと思いますので。

町長がその選択肢の中でタクシーチケットということをおっしゃいました。私、そのところは、まさに御案内かと思いますが、ヒントになる取組が県内でもございます。

特に今年の4月から寒川町さんが免許を返納した65歳以上の高齢者に6,000円分のタクシー助成券の配付を始めたそうでございます。既に鎌倉市も同様の事業を実施して免許返納につながっているということでございまして、私はやっぱりもうデマンド交通もいいんですけども、結局はデマンド交通も停留所の問題も、要するにドアツードアというわけではないですから、私はやはりそのドアツードアというところにこだわって、タクシーを活用する新たな取組を構築してはどうかと思います。

選択肢として考えているということは御答弁いただきましたけれども、改めてこのタクシーと一緒にした新たな取組というものを構築したらどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まずタクシーということでございますが、まずは既存の事業として行っているものについて1つ御紹介させていただきますと、在宅重度障害者福祉タクシー利用助成という事業を本町では行ってございます。

これにつきましては、対象者が一定の障害をお持ちの方で、その障害を理由に通院等される場合に、タクシーの初乗り運賃について助成するといったものでございます。

まず、さらに住民税非課税という条件がつきますが、こういった障害等をお持ちの方は一定要件の方については、既にタクシーの助成も行っているといったところでございます。さらに、こういったドアツードアのサービスをどこまで進めていくかというのは、まさしく町長も申し上げたとおり、選択肢の1つとしては、考えていかなければいけないことかなと思ってございますが、ただコストの話でいいますと、かなり今現在、福祉コミュニティタクシーは利用者負担ゼロ、無料で運行させていただいているといったことを踏まえますと、かなりドアツードアのサービスということになると、財政負担も踏まえて利用者負担が公平性の観点から、利用者負担がどうなんだといったことも、議論の1つの対象にはなってくるかなと考えてございます。以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

ちょっとコストがというお話が御答弁でありました。それも重々理解はするんですけれども、例えば私は今御紹介した寒川町さんの取組、あくまでも、免許を返納した高齢者のみが対象なんですよね。しかも1回限りなんです。

ですから、これ結局免許返納しても、1回こっきりのサービスですから、恒久的ではないんですよね。だから私は、例えばコストの話が出たので1つ御提案なんですけども、タクシーチケット、タクシー助成券をただ配るというよりも、むしろその割引券という形にタクシー割引券という形で、その分広く高齢者に購入をさせていただく形にすれば、財源的にも負担が少なく、本当に高齢者の方々が安心して行きたいところに移動できるというような形が可能かと思うんですけどもそういったことはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

議員の御提案ということで、1つ検討の対象として承っておきたいなと思うんですが、先ほど申し上げたところとちょっと共通しているのが、割引ということは、自己負担がありきという前提のお話になるのかなと考えてございますので、その自己負担という部分では非常に大事かなと思いますので、そこも含めて選択肢の1つとして今後考えていきたいなと考えてございます。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

やはりこの福祉コミュニティバスのこれが続けるのかどうかということも、私はなかなかこれだけ長い期間やってきて、これを無理に、しかも無料でやっているというサービスに慣れている町民もいるので、これをなくすというのはなかなか私はちょっと難しくなっているのかなと、町長はそれも選択肢の1つに何か入れていらっしゃるようでありますけども、私は今の福祉コミュニティバスはもっともっと町民使ってもらえるように、例えば土日運行もしてみるだとか、もっと便数を増やしてみるだとか、そういったことでエリアの利便性を上げていくということ。

プラス先ほど私が申し上げたタクシーを活用したものと組み合わせた形、私はこれは理想なのかもしれませんが、1つの検討に値することだと思いますけども、町長最後に御意見いただければと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

現行の巡回バスなお改善を図りながら、それにプラスアルファで、例えばタクシーチケットというのはもちろん最終的な選択肢だとは思いますが。

まさにそれを、これからいろいろと研究していくという。寒川町の事例とかもも

っと深く考えていかなくちや見ていかなくちやいけないとも思いますし、あとはタクシーチケットにしても、どの程度経済効果として、それぞれ個人の方々にメリットを享受いただけるかというところもあると思います。

また加えて、返納者に限ってというところに関して言いますと、確かに全国的に返納者数は減少の一途なんですけども、実は中を見ていくと75歳以上の返納者というのは実はほとんど減ってない。減っているのは65歳から74歳という事実もあります。

要は、皆さんまだまだお元気で、返す必要は、最初制度始まった当初は、返納されていたような、雰囲気というんですか、あったのでしょうかけれども、時間の経過とともに返納しなくとも、もしくは返納してしまうと実際困るということが事前に分かったりとかというのを事実としてありますので、そこら辺、返納を促すということ自体がそもそも行政としては、正しい正しくないじゃないんですけども、推奨すべきことなのかというところも含めて、先ほど当初の答弁でも、それよりも皆さんいつまでも元気で健康で暮らしていただくことを支援することも同時に大事だということを述べましたけども、そういった視点も含めて制度設計というのは今後図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

免許の返納は、もちろん強制じゃありませんけども、やはり、なかなか難しい制度設計になるかと思えますけれども、今日は、町長ととってもいい議論ができたと思います。

早く、できる限り早く、新たな取組というものの、仕組みづくりをお示しをいただければと思いますけども、最後に町長の御見解をお聞きします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

改めてですけども、自分はそこに課題意識は当然持っておりますので、しっかり時間軸も示しながら、しっかりと行動していきたいと思えます。

またせつかくの機会とっては大変失礼なんですけども、本件に絡みまして、ちょっと2つほど、これはいいんでしょうか。

○議長（山本研一）

はい。

○町長（山神 裕）

まず町民の皆さんの生活の足の確保という意味では、2つ。1つは今回神奈川県の方で、三浦市でライドシェアというのが始まりました。

全国的にも神奈川版ライドシェアという形自体は、民間とかも巻き込みながら、

行政も深く関与しながらという意味では、独自という展開で、県としてもそこら辺は今後さらなる普及を図っていこうとしている姿勢は見受けられます。それが行く行くは、観光地とかが先になるのかもしれないんですけども、我々の生活においても、そういう現実的に、そういったライドシェアというものが、より身近なものになってくる可能性はあるんじゃないかなと思います。

よって議論の中で、どうしても巡回バス、デマンド型タクシーチケット民間バスと話題が絞られてしまうおそれはあるんですけども、そういった新しい取組もあると、加えて開成町町内においても、実は中家村自治会の地域の支え合い活動の団体、「おたがいさまネット中家村」がこの10月に、まず名称はあれですけども、有料での移送サービスということを始めます。

これは私、さらっと言いましたけれども、神奈川県でも2つ目の事例で極めて先駆的、極めてチャレンジングな取組であります。

要は各自治会にそういったことを町から求めるということとはできない、そういう立場にないのですけども、自主的に地域での課題を、自ら克服しようと思ったださる方がいること、それが実践になるということは、すみません、ちょっと話それちやいますけども、とてもすばらしい町で、すばらしい自治会だなど思うと同時に、我々、町、町民全体としてもオールかいせいで、この生活の足を確保していくためにはどうしたらいいだろうかということをお皆さんで、本当にぜひ、今回の一般質問いただいてありがたかったですけども、議論しながら、将来像をみんなで描いていきたいなと思っております。

長くなってすみません。以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

例えば、中家村自治会さんがそういう取組を始められたというのは、本当に私も初めてお聞きして、やはりそれを裏を返せば、それは中家村地区だけじゃなくて、全庁的に高齢者の足を何とか確保してほしいというニーズがね、裏を返せばあると思うので、それを要するにその取組を中家村地区だけにとどめるのではなくて、やはり全町内に全町民がそれを享受できるような在り方というものを考えていただきたいと思います。

いろんな選択肢があるんだということで分かりましたけれども、ぜひ繰り返になりますけども、早急な制度設計、よろしくお願ひしたいとお願ひ申し上げて、私の一般質問終わります。ありがとうございます。

○議長（山本研一）

これで石田議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を10時45分とします。

午前10時28分

○議長（山本研一）

再開します。

午前 10 時 45 分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

9 番、佐々木昇議員、どうぞ。

○9 番（佐々木昇）

皆様、こんにちは。9 番議員、佐々木昇でございます。

本日は、通告に従いまして 1 つの項目について質問させていただきます。

熱中症対策を万全に。

近年、日本での気象観測において、猛暑日（日最高気温が 35 度以上の日）や酷暑日（日最高気温が 40 度以上の日）の日数が年々増加傾向にあり、それと同時に熱中症の被害も増加しております。

熱中症は、軽い症状から重症なものまで、段階的に幾つかの症状が見られ、場合によっては、生命の危険を伴うこともあるとされております。

熱中症は、いつでもどこでも誰でも条件次第で熱中症にかかる危険性がありますが、正しい予防法を知り、ふだんから気をつけることができることとされ、国では各省庁がガイドラインを策定するとともに、ポスターやリーフレットを作成し、地方自治体等を通じて熱中症予防・対処法の普及啓発を積極的に進めております。

本町でも、これらを基に熱中症帯対策へ取り組んでおりますが、現在の取組を踏まえ、町民を守るべく、さらに充実した熱中症対策への取組が必要と考え、町の見解をお伺いします。

①熱中症の被害発生状況は。

②本町の熱中症対策の取組は。

③高齢者や障害者を対象とした熱中症対策の取組は。

④学校教育活動等に関する熱中症対策の取組は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

気象庁によると、日本の年平均気温は 100 年当たり 1.35 度の割合で上昇しており、特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しております。気温が著しく高くなることにより、熱中症による健康被害が生じるおそれがあります。

熱中症は、体内の水分や塩分のバランスが崩れることなどから、めまいや体のだるさ、吐き気などの症状を引き起こし、最悪の場合には死に至る可能性があると考えられております。

また、熱中症を引き起こす条件として、体調や年齢などの体、気温や湿度などの環境、そして活動の強度や持続時間、休憩などの行動、この 3 つの要素が大きく影

響するとされております。

熱中症の危険度を判断する数値として、環境省では、平成18年から暑さ指数の情報を提供しております。暑さ指数は国際的に用いられている指標で、人体と外気との熱のやり取り、熱収支に着目し、気温、湿度、日射、輻射、風の要素から算出されております。

熱中症の発生率との相関が気温よりも高く、暑さ指数が厳重警戒のレベル、具体的な水準としては、28以上31未満を超えると、熱中症患者が著しく増加することが分かっております。暑さ指数が31以上の場合は、運動を原則中止すべきとされております。

政府では、熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針に基づき、熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報を発表しております。

熱中症警戒情報、通称熱中症警戒アラートは、全国58の地域に区分した予報区内において、暑さ指数の情報提供を行っている地点のいずれかの時点で、最高値が33以上になることが予測される場合に、暑さへの気づきを促し、熱中症への警戒を呼びかけるために発表されております。

また、令和6年4月に、改正気候変動適応法が施行され、熱中症により健康に重大な被害が生じるおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報、通称熱中症特別警戒アラートが発表されることとなりました。

具体的には、都道府県内で暑さ指数の情報提供を行っている全ての地点において、暑さ指数が35以上になることが予測される場合に発表されます。

1つ目の御質問、熱中症の被害発生状況は、についてお答えいたします。

小田原消防本部の緊急搬送車に関するデータによれば、令和5年度、小田原消防本部管内2市5町における熱中症による救急搬送件数は204件、うち開成町の救急搬送件数は6件でした。

2つ目の御質問、開成町の熱中症対策の取組は、についてお答えいたします。

まず、町の広報紙や、ホームページを活用して、熱中症の予防方法や熱中症が疑われる場合の対処方法など、必要な情報を提供し、予防対処法の普及啓発に努めております。

また、熱中症警戒情報の発表状況など、熱中症の予防情報をテレビ神奈川のデータ放送や、SNS等を通じて発信し、注意喚起を行っております。

これら以外にも、開成水辺スポーツ公園に暑さ指数がリアルタイムで表示されるモニターを設置し、暑さ指数の見える化による啓発や注意喚起も行っております。

また、本年4月、町内の3つの施設をクーリングシェルターに指定しました。クーリングシェルターとは、熱中症対策として、熱中症特別警戒情報が発表された場合に避難する屋内施設で、冷房設備を有することなどが条件となっております。

開成町では、役場庁舎1階の町民プラザ、開成町福祉会館、そして開成水辺スポーツ公園管理棟の3つの施設を指定しております。

3つ目の御質問、高齢者や障害者を対象とした熱中症対策の取組は、についてお

答えいたします。

主に高齢者や障害がある方を対象に、地域の民生委員による日常の見守り活動や、日中お一人住まいの世帯などを対象に、ボタン1つで警備員が駆けつける緊急通報装置の設置、そして、緊急連絡先などの情報をまとめて冷蔵庫に保管する救急医療情報キットの配布などを行っております。また、一定の条件の下、高齢者世帯に対するエアコン導入を促進するための補助事業を実施しております。

高齢者や障害がある方をはじめ、全町民に対して、前述のとおり、熱中症予防のためには、年齢や持病などにも応じて、小まめな水分補給や、エアコン、扇風機などを用いた室温調節、適度な休息など、適切な予防行動を取ることが何よりも重要である旨、町の広報紙やホームページ等を通じて情報提供、並びに注意喚起を行っております。

4つ目の御質問、学校教育活動などに関する熱中症対策の取組は、についてお答えいたします。

町立学校におきましても、屋内外での体育事業や、遊び時間、部活動実施の判断基準として暑さ指数を用いております。

具体的な対策としては、暑さ指数が31以上のときは、グラウンド、体育館ともに運動を取りやめることとしております。また、数値のみにとらわれることなく、子どもたちの状況により、無理のない活動をさせることを共通理解としております。

各学校における具体的な熱中症対策としては、熱中症指数モニターの設置や、エアコンの積極的な使用、そして水分補給の声かけや指示などの対策を講じております。

登下校時の指導といたしましては、帽子を着用するなど、熱中症予防に努めるよう指導しております。

以上のような対策を適切に組み合わせることにより、学校教育活動における熱中症予防に取り組んでおります。

以上、町が一丸となって熱中症を予防し、町民の健康と命を守るために、今後も鋭意しっかりと取り組んでまいります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

一定の答弁を町長からいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、もう今年度も9月に入っておりますけれども、まだまだ30度を超す暑い日もあるようですし、また、これから来年度予算の編成もあると思いますので、ちょっと質問させていただきたいと思います。

答弁で令和5年度の発生状況をいただきましたけれども、令和6年度の被害状況、現状分かる範囲で結構ですので、令和6年度の被害状況と、それに対しての町の見

解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

すみません。令和6年度の実績については、まだ小田原市消防本部のほうからそういうようなデータは来ていませんので、把握していない状況でございます。

令和5年度につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、6件ありました。そちらのほうの内訳をお話しさせていただければと思います。

令和5年度は、熱中症による救急搬送6件の内訳は、発生時期については、5月18日から9月17日までで6件ございました。年代別では60代が1名、70代が1名、80代が4名でございます。場所としては、屋内で2名、屋外については農作業中の方、またスポーツ活動中の方で4名ということでございます。症状としましては、6人のうち軽症が2名、中等症が4名という結果でございました。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。令和6年度の状況をまだ把握されていないということですけれども、恐らく被害状況ゼロということはないと思いますので、この辺、対策をしっかりと取っていただきたいというところで、次の質問に移らせていただきます。

クーリングシェルターについてお伺いしますけれども、このクーリングシェルター、指定暑熱避難施設とも言われておりますけれども、答弁にございました、熱中症特別警戒アラートが発表された期間中に開放される施設ですけれども、現在、本町では、役場庁舎1階の町民プラザ、開成町福祉会館、開成水辺スポーツ公園の3つの施設を指定しているということですのでけれども、この辺ちょっとそれに対して私を感じるところで、場所のバランスです。町内において、場所のバランス、この辺がちょっとよくないかなと感じております。

また、この辺、平常時から開設をされている自治体もあるというようにお話を聞いておるんですけれども、この辺も含めて、クーリングシェルターへの町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、お答えいたします。

クーリングシェルターというのは、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに一般住民に開放するものだというところでございますが、開成町の3施設におきましては、日頃、平日、土日、役場庁舎以外、開いているというところで、特別警戒ア

ラートが発表されたときに、特別に開放するというよりは、平時から開いているというところがございます。なので、ふだん閉まっていて、そのときに開けるというものではないということです。日頃暑いと感じたときには、役場なり、平日に寄っていただいても、それは全然構わないと思ってございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、福祉会館、役場、水辺ということで、南地区のほうまでに少し距離はあるかなというところは感じているところでございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。開成町でも平時から、この辺の開放を行っているということで理解いたしました。この辺、今後も有効的な活用ができる体制を整えながら開放していただきたいと思います。

それで、続きまして、クールスポットというものもございまして、こちら熱中症特別警戒アラートとは関係なしに、公共施設のほかにも民間施設にも協力していただきながら、一時的に暑さをしのぎ涼んでいただくという場所のことで、外出時の小休憩所として気軽に利用していただくというところで、熱中症による健康被害を防止するというを目的として開放するというところでございます。このクールスポットも、私、非常に有効的なものではないのかなと感じておりますけれども、この辺のクールスポットの現状と町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

お答えいたします。クールスポットということで、気軽に寄れるというところがございますけれども、そういった特別協定を結んで指定というところは、今現在はない状態ではございます。

ただ、先ほどのクーリングシェルターのほうにつきましては、今広報等で民間企業等に募集をかけているところでございますので、そういった応募等があれば、ぜひとも指定してクーリングシェルターとして指定したいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。開成町でクールスポットというものの今現状指定はないということですが、こちら神奈川県でクーリングスポットという呼び名ですが、クールスポット的なことを行っておりまして、これを私が調べたところだと、8月9日現在で、開成町町内で足柄上合同庁舎が県のクーリングスポットということで指定されております。この辺の活用、この辺に関しまして町としてのお考えと、あと、この辺の県との連携です。この辺はどのようになっているのか、

ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、お答えいたします。クーリングスポットですが、県の指定ということで、神奈川県の方が、県の施設を指定しているということで、開成町では、合同庁舎がそれに当たるということで指定されてございます。

町のクーリングシェルター同様に公共施設でございますので、平日はふだんから開放しているということもありますので、通勤途中ですとか、普通に歩いている最中に暑さを感じたときには、通常どおり開いている施設でございますので、そこに寄って涼んでいただくのは全然構わないと思います。

県との連携ということですが、熱中症対策にかかわらず、健康被害と健康に関することで県等で協力しながら、町民の健康づくりを進めていってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。クールスポットですけれども、ちょっとこの後も出てくるんですけれども、児童・生徒の登下校時、こちらの熱中症対策でも私は非常に有効的だと考えておりますので、この辺、ぜひ、今後積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、ちょっと質問と離れますけれども、現在の自治会の保険です。こちらについて、こちらですけれども、自治会活動保険というところで、保険料に対して町が補助を行っております。保険も、これは町で準備されていると思うんですけれども、その保険の対象に熱中症が入っていないというところで、ぜひ、入れていただけないかというような声があるんですけれども、ぜひ、この辺熱中症も対象となるような保険に移行していただきたいと思っておりますけれども、ちょっと掛金も少し上がるようなんですけれども、町の考えをお伺いします。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

実は、自治会長、自治会のほうからもそういったような熱中症も保険の対象としてほしいというような要望は、実際私のほうも伺っております。自治会長会議等でもそういったようなお話がございました。また、近隣でも熱中症を保険の対象にしているというような自治体もあると伺っておりますので、現在次年度以降になりますけれども、熱中症が加えられるよう保険内容の見直しについて、今後進めていき

たいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。この辺もぜひ、熱中症も対象になるような保険に移行を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、各小学校の体育館ですけれども、この辺、これまでも議会、各議員からも出されておりました、現在、町でも検討されていると思うんですけれども、この夏を見ても、本町でも地震や水害、そういった災害リスクが非常に高くなっているというような感じも受けます。

この指定避難所に指定されている小学校体育館の空調設備の整備を早急にしていただきたいと考えておりますけれども、町の考えをお伺いします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。

学校教育課、教育委員会としては、子どもたちの健康安全、それから良好な体育施設として教育施設としての対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

指定避難所としての対応としては、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

指定避難所については、小学校、中学校等々なんですけれども、現在は業務用の大型扇風機というのを各避難所ごとに大体5台ぐらいずつ配備を、備えているということです。

それと常設ではないんですけれども、今、リース事業者数社と災害の協定を結んでおりました、その中に、いわゆるスポットクーラーと言われる移動式の冷風機、そういったものも災害時指定避難所を開設したときにはお借りできるというような形で備えているところでございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。ぜひ、空調設備の整備をお願いしたいところですが、一時的に避難所の暑さ対策ということが一番だと思います。その辺の対応を、今、町で行っているということですので、この辺も、ぜひ今後、空調設備のほうの検討もお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきたいと思ます。

続きまして、国では、子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議というところで、関係省庁が緊密に連携し、保護者や教育、保育関係者に向けた周知啓発を重点的に行いますというところで、毎年子どもの事故防止週間という取組を行っております。

それで、この取組、今年度はテーマ「みんなで見守り、子どもの熱中症を防ぎましょう」として、7月15日から7月21日まで取り組んでおりましたけれども、この辺について、私の認識で開成町で何か取組というところで、ちょっと気づかなかったんですけれども、この辺の取組について、本町では何か取組を行われたのか、またその辺の町の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（田中美津子）

ただいまの御質問、子どもの事故防止週間の取組というところでお答えをさせていただきます。

町のほうでこの月間について、6月末に、こども家庭庁のほうからの通知を県経由で受け取っておりますけれども、この週間についての取組は、特には行っておりませんけれども、これと併せて夏季休暇中の水遊び等による保育所、あるいは学童等での事故防止対策というところでの通知も併せてお送りいただいておりますので、ガイドラインをはじめ、啓発ポスター等を関係機関に送付させていただいて、この週間に限らず、この夏季休暇中の熱中症対策、水の事故についての対策をしっかりと予防していきましようということで動かさせていただいております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

特にこの辺の取組を行わなかったということですが、国からポスター等を作ってあるのを見たんですけれども、非常によくできたポスターだったので、この辺も有効的に活用していただけたらなというようなところもございますけれども、ちょっと違ったところで、子ども向けの熱中症対策の取組を行われたということですので、今後、こういうことがあったときには、ぜひ、この辺しっかりと取り組んでいただきたいと思ますので、よろしく願いいたします。

続いて、3つ目、高齢者や障害者を対象とした熱中症対策の取組は、についてちょっと質問させていただきます。

熱中症対策は、自助で熱中症予防行動を取るのが基本とされておりますけれども、高齢者や障害者、また、子どもなどの熱中症弱者と呼ばれる人たちの場合によっては、自助による対応が難しいというところもございます。家庭や周囲の人々に見守りや声かけといった共助や公助が重要になってくるということでございますけれども、そういった中で、熱中症による被害の減少につなげるために、行政だけでなく、民間団体さんや企業さんなどとも連携して、地域の実情に合わせて、地域単位で熱中症予防行動の呼びかけ等を行っていただくことが必要というところで、これは御存じだと思いますけれども、熱中症対策への活動に協力してくれる団体さんを、これはちょっと条件ございますけれども、熱中症対策普及団体ということで、町が指定できるこの制度がございます。まだこの辺の制度の取組を行っていないと思うんですけれども、その辺の確認と、この辺を取り組んでいなければ、その辺の制度の活用をするべきだと思っておりますけれども、その辺の町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、お答えいたします。

主に高齢者ですとか、そういった熱中症弱者に対する声かけや見守りをする団体を民間から募集するということですが、そういった団体の募集等は現在はまだ開成町では行っておりませんが、ただ、民間団体に間限らず、日頃から民生委員さんとか、そういった方々による独居老人の見守りとか、そういったものを行っておりますので、全くやっていないというわけではなく、見守り活動はしている状況ではございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。民生委員さんも見守り活動を暑い中で行っていただいているわけですし、そういった民生委員さんたちの負担軽減というような視点からも、やっぱりこういった制度を有効的に活用していただきたいと思っておりますので、今後、前向きに検討していただきたいと思っております。お願いします。

それでは、続きまして、4つ目の学校教育活動等に関する熱中症対策の取組は、についてちょっと質問させていただきます。

答弁で暑さ指数3.1以上のときはグラウンド、体育館ともに運動を取りやめるとのことですが、学校内でのこの辺の情報共有というところは、適切に行われているのか伺いたいと思っております。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど答弁させていただきましたように、そういった教育活動の判断というのは、基本暑さ指数ということで判断をしてございます。

WBGTにつきましては、予測とそれから現実に測った数値と2つございますので、それぞれを常に監視をしまして、職員室に掲示をして、教員等につきましては、情報共有を必ずしていただいているところでございます。

また、併せて熱中症の警戒アラート発出時におきましては、全校放送によりまして、屋外での活動を取りやめるようにということで、生徒・児童に向けても御周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

はい、ありがとうございます。それで、ちょっと主に体育になると思うんですけども、教育課程を考えたときに、この辺に何か影響は出ないのかちょっとお伺いします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。

教育課程に影響が出ないかということですが、出ることもありますという表現にさせていただきます。

子どもたちの危険を冒してまで、教育課程をそのままやるかということになるわけですから、状況に応じて、あるいは子どもたちの健康状況に応じて、そこはある程度、安全を確保した上での教育課程ということで実施しているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。教育課程に影響が出ることもあるというところで理解いたしました。

それで、あと、この辺、南小学校のプール、こちらの事業、こちらに影響はないのか、これは問題なく行われているのかちょっとお伺いします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

開成南小学校のプールの授業でということでございます。現在プールの学習とい

うのは、1回が2単位時間、いわゆる2時間の授業ということで、4回行うとされてございます。それ以外に着衣泳を2時間で1単位を行うということになっております。

今年につきましては、雨天で中止になったことは、複数回ございましたけれども、暑さによっての中止はないという報告を受けてございます。

また、熱中症対策というところでございますと、いわゆる屋根ありの見学席には大型の扇風機を2台設置をして、見学者が熱中症等にならないような対応もしてございます。ただ、それ以上暑くなった場合、これ7月に実際にはございましたけれども、見学者につきましては、図書室で課題等をして過ごしていたと。この場合には教員がきちんとついて指導していたと報告を受けてございます。

また、温度調整のために、逆に水温が高くなり過ぎたということで、給水をして温度を下げるということで実施したことが1回あるという御報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。暑さによって授業に影響が出たことはないということで理解いたしました。

屋外プールについて、これ暑い日が続く中での授業、また、一般開放もこの辺の利用も含めて、これは開成町に限らず様々な課題が現在出てきていると聞いております。今後、この辺私もいろいろと調べてみたいと思いますけれども、この辺、町のほうでも屋外プールの在り方、この辺について調査していただければと思います。

続きまして、答弁で、各学校における具体的な熱中症対策をいただきましたけど、もう少しの詳細、この辺をいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

学校は、大勢の子どもたちの命を預かっていますので、様々な対応をしているところですので。子どもたちの健康状態、日々違いますし、生活環境も多様ですし、などなどから一応学校としては、何回も言いますが、子どもたちの健康安全が最優先ということですので。

じゃあ、どんなことをしているかということになるんですが、エアコンをそれぞれ思い切り活用させていただいています。もうちょっと言うと、本当に朝出勤したらすぐにエアコンを入れるというような先生方の配慮も当然あります。それから、保健室には経口水、あるいは保冷剤などを常備しているところです。また、幼稚園や中学校においては、施設、屋外ですが、ミストの設置ということで、常時ミスト

を流しておくというようなこともあります。それから、部活動においては、特に休日等は、ある部屋をクールダウンするお部屋ということで、エアコンをそこについては入れっ放しにして、途中クールダウン、あるいは終わってからのクールダウンなどというようなことで、かなり神経を使って良好な教育環境の維持に努めているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

はい、ありがとうございます。今、教育長から、かなり気を遣って取り組んでいるというところで、様々な取組を行っているということで理解いたしました。

続いて、熱中症対策として、小学生、中学生、児童・生徒には、ある程度の自助的な対応、これも必要だと思いますけれども、この辺、熱中症予防や対策に関して指導的なことは行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは、お答えをさせていただきます。

答弁の中にありました、まず帽子を着用するということが1点。それから、それ以外に、もちろん水筒、それから最近は日傘です。あとはネッククーラー、冷やして首のところに付けるやつ、こういったものを使っていいですよということで、個々の判断で対応していただいております。

また、登下校時の指導としては、各自で適宜水分補給をするように促すとともに、先ほどのクールスポットのお話があったんですけれども、各学校につきましては、もし万が一、体調がおやっというようなことがあった場合には、いわゆる子ども110番の家、こういったところを活用して、ぜひ駆け込んで相談をするようにということで、学校のほうでは指導しているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

はい、ありがとうございます。そういった指導もしているというところでございますけれども、登下校時のちょっと事故について、こちらのほう、私、保護者の方たちから心配の声もいただきます。答弁で、今、子ども110番等の活用というところはありました。この辺も、ぜひ、そういった方たちに御協力いただきながら、さらには先ほど私が言いましたクールスポット、こちらです。特にお話しいただく方々、宮台地区の方々というところで、そちらからの通学路を考えますと、店舗さん、かなりありますので、この辺に通学路に関するようなところを、先ほど質問し

ましたけれども、教育現場の目線から、担当課と連携しながら積極的に活用する取組をしていただきたいと思いますけれども、その辺の教育現場からのお考えをお聞かせください。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。

ただいま近隣の店舗等の活用、クールスポットということでよいアイデアをいただけたとっておりますので、今後検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

はい、ありがとうございます。ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、暑さ指数3.5以上に達する場合、熱中症特別警戒アラートが発せられるとされておりますが、この場合の学校の対応はどうなっているのかお伺いします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

特別アラートが出た場合の学校の対応ということです。冒頭、答弁で町長から申し上げましたように、特別アラートが出るときというのは、指数が3.5以上、全圏でと、広域でということになります。

その意味合いは、熱中症による健康に重大な被害が及ぶおそれがあるということを知り、周知の内容の発表ということです。これにつきましては、この夏季休業中に、園長、校長等集まって、どうしたものかと。健康に被害を及ぼすような状況の中、分かっていながら登校させるかなどなど、発達段階の違う園長から校長さんまでですから、いろいろ御意見はあるんですが、皆さんやはり命の安全を守るという視点から登校しなくてもいいんじゃないかということで、私としても、危険を冒してまで、危険が予想される中で、学校に集めることがどうかという判断もありまして、熱中症警戒アラートが出たならば、翌日臨時休業とすると。アラートは翌日を見越して予測して出していますので、翌日は健康に被害が及ぶケースがあるんだというようなことから、しつこいですが、臨時休業ということで対応させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

はい、ありがとうございます。学校教育活動というところで、質問させていただきましたけれども、学校生活の中では、もっと細かいところで気を配って対応されていると思います。

そうすると、熱中症対策の二次的といいますか、間接的な影響として、教育課程とか、また教育現場、こちらへの負担、こういったところが懸念されますけれども、この辺についての影響等は心配ないのか、また、その辺に対しての考えをお伺いしたいと思います。

最後の質問になりますので、時間はたっぷりありますので、よろしく願います。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。

教育課程上、重大な影響がある。例えば1週間も特別アラートが出っ放しだったというようなときとか、あつたら困るんですけど、今後どのような気象災害になるかも分からないのが今の日本ですので、仮に教育課程上、重大な事態になったときには、数年前も行いましたように、例えばですけど、夏休みを短縮するとか、同様に申し訳ないですが、例えば冬休みの短縮とか、あるいは土曜日に授業をやらせてくれとか、いろいろな方法論になってこようと思いますが、教育課程上、学習その年度にやってもらわなきゃいけないことは、やってもらうという立場で、臨機応変に考えてはいきたいと思っています。

当然保護者等に周知をして、御理解させていただいた上でということが前提ですけども、以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

教育現場への負担、この辺についての御答弁をちょっといただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをさせていただきたいと思います。

先ほどお話があったように、コンビニについてのお話ですけれども、現在そういう何というんでしょうか、打合せをしてございませんので、正直次年度に向けて、先ほど教育長が答弁したように、検討していきたいというお話になろうかと思いません。

大体コンビニは、警察官立寄所と書いてございますので、そういう意味では、非

常に安全な場所であるという認識はしてございますので、ぜひ活用させていただければありがたいと思う反面、いわゆる昔から寄り道という言葉もございまして、そこの非常に区別も難しくなりますので、例えば夏季の暑いときはというような条件をつけながら、また、そういったものも調整に入ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

すみません。1点御訂正をお願いします。

先ほど熱中症警戒アラートという表現をしてしまったようですが、熱中症特別警戒アラート、特別が出たときということで、訂正させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

すみません。現場への負担というようなところでの御答弁をちょっといただきたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは、まず、形式的なお話を私のほうからさせていただきたいと思います。

環境省と文部科学省のほうからは、いわゆる学校における熱中症予防の体制整備のポイントというのが、全部で9つ示されております。それぞれがやはり学校でやらなければいけないということになりまして、1つ目が教職員への啓発。それから2つ目が児童・生徒等への指導。3番が各校への実情に応じた対策。4番が体調不良を受け入れる文化の醸成。5番が情報収集と共有。6番が暑さ指数を基準とした運動行動の指針の設定。7番が暑さ指数の把握と共有。8番が日々の熱中症対策のための体制整備。9番が保護者等への情報提供ということで、ただいまの佐々木議員の御質問からすれば、これまでこのようなものは、ある面、学校現場ではしなくてもよかったもの、こういったものが9つ項目にわたって増えているということからすれば、御質問の御趣旨に沿うとすれば、学校あるいは教員の方々の負担は確実に増えてしまっているということは事実だと考えてございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。ちょっと教育現場もこの暑さ対策ということを1つ考えても、いろいろ大変なことがあるということですけども、子どものことを第一に考

えて対応していただいているということで理解いたしました。

私、今回、熱中症対策ということで質問させていただきましたけれども、この辺暑さは収まってくる頃ですけれども、今後、この猛暑、酷暑、暑さ対策というのは、私この災害という考え方でいくべきじゃないかなと思っております。

今後、常に暑さ対策を意識した行政運営を行っていただきまして、暑さに負けない開成町になっていただくことを期待しております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで佐々木議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時35分

○議長（山本研一）

再開します。

午後1時30分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

10番、山下純夫議員どうぞ。

○10番（山下純夫）

こんにちは。10番、山下純夫です。通告に基づきまして、1つの項目について質問いたします。

自治体経営の観点から水路管理を問う。

本町は、町域の面積に占める水路の比率が高く、大は文命用水から、小は住宅地の脇を流れる浅いものまで、その形態は多岐にわたると共に、流域には多くの権利が絡み合っています。

また管理する際は、利水・防災以外に転落防止や道路の幅員に係る安全面、それから水面からの気化熱量の確保によるヒートアイランド化の抑制、生物多様性の側面から見た自然環境の一部など、様々な側面があります。

一方、町民からの要望も安全柵の設置、しゅんせつの要望のほか、暗渠にして道路拡幅を求める声や反対に自然環境を守るために現状維持を望むなど、多種多様であることも理解しております。

しかし、3月の予算審議では、自治会要望があればしゅんせつを行うとの答弁があり、その姿勢は場当たりの計画性が感じられないものでした。現に水路一面に雑草が繁茂したまま数年間放置されたところも散見されます。

「田舎モダン」をコンセプトにまちづくりをするのであれば、水路は単なるインフラではなく、町の魅力として発信することも可能だと考えます。

そこで、安全・美観・環境・利水、そして防災など様々な観点から、水路をどのように管理・活用していくのか、そして町民に理解を促すプロセスをどのようにしていくのか、町の考えを問います。よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

山下議員の御質問、自治体経営の観点から、本町の水路管理を問う、についてお答えいたします。

開成町の町域に占める、水面、河川、水路の割合は、都市計画基礎調査によれば、4.38%であり、国の土地利用状況把握調査による全国平均3.57%と比較すると、僅かではありますが、高い比率となっております。

町では良好な河川環境を保つため、堰や雨水調整池、水路の補修などの維持管理を行い、台風や大雨による水路の増水対策などのために、水路の整備を実施しております。

水路の維持管理といたしましては、各自治会や酒匂川右岸土地改良区からの要望などに基づき、順次対応しております。

令和5年度の実績としては、水路のしゅんせつなどの修繕工事を13か所において実施いたしました。令和6年度は、11か所で実施の予定です。

水路の整備に関しましては、総合計画における位置づけに即して、順次実施しております。

令和2年度に下延沢地区の水路の改修工事を実施し、令和5年度に榎本地区の水路の改修工事に着手し、今年度も引き続き工事を進めております。

水路に蓋をする暗渠か、蓋をしない開渠に関しましては、開成町としては、開渠を基本としております。

しかしながら、現実的には町域が狭いこともあり、道路の拡幅などに伴い、蓋をしなければならない。すなわち、暗渠にしなければならないこともあります。

次に、御質問に挙げられた、安全・美観・環境・利水・防災の観点から、水路をどのように管理・活用していくのかについて、5つの観点ごとに御説明いたします。

まず、安全の観点におきましては、水路への転落防止対策として、転落防止柵や反射・を設置することなどにより、水路への転落防止に努めております。また、管理者が明確である場合には、転落した方が下流に流されないためのスクリーン、流され防止柵の設置も行っております。

次に、美観の観点におきましては、近年では雑草の除去に対する要望が増加しております。町としての対応が必要と判断された場合には、業務委託、もしくは職員が直接出向いて草刈り等を実施しておりますが、同様の要望が集中した場合などには、早期の対応が困難になるケースもあります。

次に、環境の観点におきまして、水辺の生物などの生息には、水が流れることが重要であると認識しておりますので、整備などを実施する場合には、時期の調整や施工方法などに留意しながら、水利権者である酒匂川右岸土地改良区とも協議した上で実施することとしております。

次に、利水の観点におきましては、水路の水量調節を行う堰の機能を維持するた

め、5年に一度の割合で堰の点検を実施しております。なお、点検により不具合が報告された場合には、補修計画に基づき、計画的な修繕工事を実施することとしております。

次に、防災の観点におきましては、町内の水路は文命用水から取水しておりますが、水量の管理は酒匂川右岸土地改良区に依頼しております。大雨のときなどには水門を閉め、水路に大量の水が流入しないよう調節いただいております。酒匂川右岸土地改良区による水門の開閉作業に関しては、現在、現地で手作業を行うことはなく、遠隔での機械操作が可能となっており、労力の軽減が図られていると同時に、よりきめ細やかな対応が可能となっております。今後も大雨のときなどの被害を最小限にとどめるために、より迅速な対応を図るべく、体制の整備を進めるとともに、引き続き関係各位との連携の強化に取り組んでまいります。

水路は、公共インフラとしての生活用水並びに農業用水を確実に供給することが最も重要な機能であると認識しております。その上で安全性を確保し、環境美化に努め、防災、減災対策にも取り組む必要があります。

近年、異常気象等の影響により、町内の水路において管理を必要とする箇所が増えてきている状況にあります。

一方で、水路の維持管理は、土地の利用状況の変化や高齢化などに伴い、管理していただける方が減少し、今後の円滑な維持管理に支障を来すおそれがあると考えられます。

今後も引き続き、自治会や町民の皆様に向けて、水路の維持管理に対する御理解を促してまいります。

また、より多くの水路整備を進めることを主たる目的としながらも、町内の様々な団体・組織が、高齢化や定年延長などの社会環境の変化を背景に、会員減少や担い手不足の課題を抱えている現状も踏まえ、将来的な担い手人材の創出も、1つの目的として、有償ボランティアを活用した水路の草刈りや土砂上げ作業の展開を新たな試みとして検討しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

詳細にわたって、また項目に分けて御答弁いただきましたので、再質問に移りません。

今申し上げたように、細かく私が質問で挙げた項目ごとに御答弁いただいたんですが、まずは全体的なビジョンとして、開成町「田舎モダン」をコンセプトにしたまちづくりにおいて、この水路はどんな位置づけになるのか。その大きなビジョンのところから御明示いただければと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まちづくりのコンセプトということですので、私から答弁させていただきたいと思います。おおむね項目には分けさせていただきましたけれども、今お答えしたところに織り込まれておるかと思うのですけれども、まず水路というものは、一番重要な機能は、生活用水、農業用水を確実に供給するということがまずもって一番大事であるとは認識しております。その上で、「田舎モダン」という町のキャッチフレーズ、コンセプトと照らし合わせた場合には、先ほどの項目でいきますと、美観の観点であったり、一部環境という視点に絡めて考えるべきかなと思うのですけれども、基本的には、「人と自然が調和したまち」という町全体のコンセプトの維持は当然ながら今後も進めてまいります。その中で河川、水路というのもその1つを形成しておると位置づけます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

今、お答えいただきましたけれども、「田舎モダン」という中において、美観もそうですし、もともとの機能も含めて、非常に重要なファクターであるという認識の下に、これから先、再質問していきたいと思います。

御答弁いただいた順番にできるだけ沿って再質問したいと思うのですが、まず例外はあるとしても、基本的に暗渠とせず、現状の開いたまんま維持をしていくと御答弁いただいたのですが、そこに理由がありますでしょうか。理由があればお答えいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、管理面です。管理面は、やはり暗渠にしますと何か物が詰まったときに、処理には大変苦労します。開渠であれば何か流れても、安易に取り除くことができるといったところが1つございます。

また、そういったところで、先ほどあった環境面、生物の生態関係とか、あと景観です。景観上も、やはり人々に憩いの場というか、潤いを与えるような作用もあるかと思っておりますので、そういった意味で、開渠という形で維持管理をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

今、御答弁いただいたような理由だということは分かりました。以前に比べると、

耕作地が減っているのだから、蓋をして道幅を広げた方がいいのではないかというようにお声を多々いただきますが、きちんと理由があるということで、そういう声に対してはお答えをしたいと思いますし。

もう1つ、私思っているのは、午前中に同僚議員から熱中症の件もありましたけど、ヒートアイランドの抑制にも、これだけ町長から僅かに水路面積が全国平均より多いというお話だったんですけど、引き算すると差は僅かなんですけど、何%多いか見ると、全国平均より23%ぐらい多くて、しかもそれが町の中を流れているということになれば、当然ながら気化熱分のヒートアイランドの抑制効果等もあって役に立っていると思うんですね。そういうところは今後また、水路の管理のときに、ぜひアピールもしていただきたいなとは思いますが。

続いて転落防止柵、反射板、あるいは万が一落ちたときのスクリーンも設置されているということだったんですけど、柵をするに当たっての何か基準みたいなものというのはありますでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

基本的には、正面から高低差が1メートル以上ある場合に、転落防止柵を設置してございます。

ただ、やはり現場によって、条件がかなり変わってきますので、そちらは職員が現地を確認して、設置のできる有無を確認して実施するような状況で今判断しているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

川の正面、要するにその水が流れているそこから、上まで1メートル以上というところが、基本的な基準ということでした。

私が柵ということで懸念しているのが、ちょっとこちらのパネルがあるのですが、カメラのほうは寄っていただけますでしょうか。寄れますか。寄れない。

少しこのパネルを大きくしていただきたいんですけども、ここの場所、松ノ木河原の公園のすぐ近くの場所なので、分かる方は、お分かりになると思うのですが、ここは川が流れていて、橋のすぐ近くは柵があるんですけど、この先、何も柵がない。雑草が茂っているんです。新興住宅地があって、小さいお子さんもいる。もしここでキャッチボールか何かしていたボールがこっちへ行ってしまったと。中に入って行って、探しているときにこれ、草の中進んでいくと、そのまま、すっと落ちるような感じになっているのです。こういうところが何か所かあって、これが非常に気になっているというところで、当然ながらもう1メートルどころの高さでは

ないのですけれども、二級河川にかかるのでということもあるかもしれませんが、こういうところの管理。それから同じくこれ二級河川で、自動車ディーラーとスーパーの間のところの道路、ここ今はきれいになっているんですけど、かなり長い間、要定川から生えた樹木によって、横断歩道があって、こちらから来る二輪車、自転車、オートバイ全て隠れてしまうような状況で、信号等によっては、こちらから渡ってくるのが確認できるんですけど、そうならなかったときに、こちらから行く車とちょっとヒヤリハットな部分を私自身も何回か目にしています。直接の管理は当然ながら県であるという、河川そのものについては分かった上で、ただ住民の安全に関わる部分なので、こういったところの管理、メンテナンス等について、どういう形で実施されているか御答弁願います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

お答えさせていただきます。御存じのとおり、二級河川は神奈川県さんの管理になってございます。ただし、やはり町民から要望や苦情等は町にも寄せられております。そういったときには、町でも現地を確認しまして、写真等を撮りまして、位置図、写真等を県土木のほうに情報提供をしまして、土木のほうに要望があった旨を連絡してございます。ただ、やはり神奈川県さんも、広域で管理をしているといったところでは、対応までには若干のお時間はかかっているといったようなところでございます。

今、御指摘いただいた箇所につきましても、県管理の部分もでございますので、柵等設置になれば、県と協議という形になろうかと思っておりますので、そういったところも今後も協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

再度確認なんですけども、川そのものじゃなくて、この地面というか、ここについても県の管理であるというようなことと県の管理であっても、一義的にはこの町役場に連絡をいただければ、直接、県の管理だからといって県に連絡しなくても、役場に連絡をすれば対応いただけるという理解でよろしいですか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

そうですね。何かあれば都市整備課に言っていただければ、神奈川県さんに情報提供させていただきますので。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

引き続き、では質問行かせていただきますが、御答弁の中で、雑草の除去に関する要望が増えていて、必要があれば、役場のスタッフもしくは業者に依頼しているが、なかなか対応が追いつかないこともあるというようなところで御答弁終わっているのですけれども、その対応が追いつかないときは、今後どういう方向でやられるのかということと。実はそれに関連して、先日の大雨のときに、清水川調整池があふれそうだったと、近隣住民の方からお声いただいているのですが、そもそも雑草が相当繁茂して、その容積下げているのではないかというお声もいただいているのですが、その辺りも含めて少し、追いつかないというところで御答弁終わっていましたので、この先をどう考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

やはり先ほど答弁のとおり、なかなか作業員がそろわないといったところがございまして、シルバー人材さんにもお願いしているのですが、なかなか人員が厳しいといったような状況がございまして。とはいえ、やはり限られていますので、そういった方をより多く集めるような努力をしていきたいと考えてございます。

また、あと職員のほうでも作業は実施してございますので、そういったところがうまく調整を取れて、少しでも要望に沿えればと思っております。

また機械式の草刈り機等の導入もしてございますので、そういったところを利活用していきたいと思っております。

あと清水川調整池につきましては、調整池数か所ございますが、順次しゅんせつ等も行っております。この前の雨で、かなりほかの調整池も水が入っている状態ですので、そういったところを確認しながらしゅんせつ等を行って維持管理をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

ほかのところも含めて調整池、しゅんせつも行うということだったので、調整池に限っては、ふだんあまり人が入るようなところではないのもあって、例えば、雑草の繁茂を抑えるのに除草剤を使うとか、そういったことも試みる必要はあるのかなと思うんですが、個々の対策については今後また確認をさせていただきたいと思います。

ただ、今、さらに人を募集するようなことを言われておりましたけど、なかなかこの辺も難しいんじゃないかと思うんですね。町長御答弁の中で、有償ボランティア

アを活用していきたいというような御答弁ありましたけども、私、本年3月の一般質問で、道普請制度の導入ということについて質問したときには、場所と作業内容を指定してのボランティアは考えてないというような御答弁をいただいたんですけども、事こういう水路管理に関しては、今後は御答弁いただいたような趣旨の下で積極的に進めていく。住民の方の力も借りながらやっていくというような考えで相違ないでしょうか。確認させていただきます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

おおむね御理解のとおりです。

道普請に関しましては、例えば、トラック、あとはコンボのような重機等々、初期投資でそろえて始めるにしましては、大分大きな第一歩というか、スモールステップとビッグステップがあるといったら、相当ビッグステップになってしまうと。新たなチャレンジするにしても、失敗したときのリスクが大きいという認識でありました。その意味で、これから取り組もうとしている河川の土砂上げ有償ボランティアについては、スモールステップということでやりながら、よりよい方法を柔軟に検討していきたいという思いであります。

さらに付け加えますと、有償ボランティアは、御案内のとおりですけれども、あじさい祭りでの駐車場の管理、そして先般の納涼祭での交通案内というところにも初めて導入しました。意図としては、先ほど一部申し上げましたけれども、今までいろんな機能を担っていたっていた団体が、高齢化並びに定年延長に代表とされる働き方の変化、具体的にはこれはいろいろな表現がありますけれども、就業期間の長期化によって、担い手が不足、かつ新たな人材の発掘にも御苦労されているということは言われて久しいと認識しています。それらの今までいろいろ担っていた機能を誰が引き継ぐんだというときに、1つの答えが、有償ボランティアではないかなと私は考えている中で、あじさい祭り、納涼祭、そして、まだ実行しておりませんが、計画中の土砂上げ有償ボランティアというものをそのような意図としても捉えております。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

具体的な計画等を含め御答弁いただきました。このところを掘り下げるとちょっと趣旨から外れてしまいますので、このぐらいにしておきたいと思うのですが、当然ながら、ああいう質問したぐらいですから、私もそういったものの必要性は十分感じておりますので、そこは協力をしながら、一緒になって進めていただければと思っております。

今、担い手という言葉が何度か出てまいりましたが、実は水路に関しても同じよ

うなことがあって、右岸土地改良区の話も出てきましたけど、もう少し身近なところで、実は昨年この議会が実施しました議会報告会で、ほかの地区は10月31日に実施しているのですけども、ここに出てきた住民の方からの要望というか、質問というか、その中で、水路の維持管理は、今我々がやっている、それはもちろんいいのだけでも、物理的に壊れているところを我々で修繕しろというのは、ちょっとやっぱり我々が自主的にやるものの範疇を超えているのではないかなというように声があつて、議会としてもそれを町に伝えてほしいというようなことが挙がっています。当然、議事録にも残っていますし、それは全部終わったときに議会から町にお伝えしているとは思いますが、やはり金額やかかるようなものですので、ボランティアでやっていただくには、少し、あるいは専門的な機関の知識が要るのかもしれない。少し荷が重いかなと思うところと、今、御答弁で5年に1度かな、点検をして、それから不具合が見つかった場合は、補修計画に基づき計画的に修繕するとあったんですけど、計画的にという場合は、不具合が見つかる前にメンテナンスをしていくのではないかなと思いましたが、聞いていて。なので、水門のメンテナンスに関して、いま一度ちょっと具体的な説明をお願いしたいと思います。地元で維持管理をしていただいている団体との関係性等を含めて御答弁いただければと思います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それではただいまの質問にお答えさせていただきます。

水門に関しましては、主要堰を町が点検をしてございます。町内六十数か所ございますが、こちらは5年に一度の点検を実施してございます。主には機械式になってございますので、専門業者を入れての点検といった形になってございまして、ただ、多分御要望というか、御意見があったところは、小堰、要は小さな堰で、個人が単独でやられているような堰になりますと、ちょっと点検は実施してございません。やはり要望があつてから、町で確認して修繕なり行っていく箇所になろうかと思つてございます。

また堰の管理団体としましては、右岸土地改良区さんが、堰のほうの水門、水量の調整をしてございますので、右岸さんを通して管理者等々、町も承知しているといった状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

物理的に壊れてしまっているところに関して、自主的にやるものの範疇を超えているというお声があつたんですけど、要は費用の面も含めたということだと思つたんですけども、そういった水門の維持管理のための予算とか、そういったものは、あ

る程度きちんと計画的に盛り込まれて、今後も維持管理をしていただけるのでしょうか。その辺り御回答をお願いします。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。やはり水門、換地にある、ある程度の水門にあれば、町の費用をもって修繕はしていきます。

ただ、やはり突発性に発生することが多くありますので、やはり一円費等を使いながら修繕は実施していきます。

ただ、個人が管理されている個人の水路に近いようなものと、なかなかそこは現地調査をさせていただいて、町が行うかどうか判断をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

では、あと答弁の中で、酒匂川右岸土地改良区についても触れていただきましたので、ちょっとその関係性についても確認をしていきたいと思っております。

右岸土地改良区は、開成町とそれから南足柄市の耕作地を持つ方で構成される組合ですけれども、耕作に合わせた水量の管理だけでなく、先日のような大雨等による被害の防止にも一躍買っていただいていると思っております。

すみません。またちょっとパネルで出すので寄っていただければと思うんですが、町長から御答弁の中で遠隔で水門が操作できるようになったので、きめ細かにやっていたというような答弁がありました。その中で、遠隔で全てじゃなくて、まだ8分の6と認識しているのですが、その中で細かくやっていたいるのですが、細かいのは操作だけではなくて、データもきちんと取っていただいています。これは上は、遠隔で操作ができるようになった初期のものです。これは雨降っている状況で、雨が降り始めて、ここは時間的に8時40分ぐらいで門を、武永田堰を、3分の1まで開いていたのを10%まで絞ったということで効果が出るのが1時間後だなというようなことが、これを見ると分かります。その後も、絞った後でも、やはり雨の降水量の増減によって、ほんのちょっとのタイムラグでリニアに同じような山を描いて、川の水位、これ土堀田橋のところの推計ですけれども、変わっているということが分かります。これは水門を絞っても、要するにそこからではなくて、主に町内に降った雨が、じかにその水路に速やかに流れ込んでしまって、川の水位を上げているということが分かると思うのです。この辺りについては、最近、新興住宅地見ていると、庭は全てコンクリートで覆われているということで、そこから浸透する部分が少なくなって、地下水の涵養にも関わってきますけれども、直接的に川に入っていくと。

北部の農振地帯は耕作地の滞水機能がありますので、そういう意味では、比較的ゆっくりなんだけど、商業地域、住宅地域においては、こうした量の変化によって、リニアに川の水位が上がっていくというようなことが、この辺のところでもいろいろ試行錯誤されながら把握されたということで、今度はこれ8月19日、今年の8月19日、つい最近です。

こういうふうに、やはり水防団の警戒水位を超えたというところまで図にあるのですが、先ほど町長からきめ細かくと言っていたんですけども、これは雨が降るといふのを雨雲レーダーで見たので、降ってくる前に、ここ丸ついているところ、17時50分ぐらいに、門は開部が半分になっています。ところがやっぱりその後1時間ぐらいかかるので、すぐに予想より早く降り出して、ピーク警戒水域超えたんですけど、その後一気に下がっているというようなことで、常にこうやって気にして操作をしていただいている。そして、ヒアリングした範囲では、本来こういう防災についてのものは、自治体からの要望を受けて開閉するのが筋なのだけど、やはり行政機関は、曜日とそれから時間で営業時間というか、限られますので、それ以外のところも、自主的に管理をしているということで、実際の水門の管理数の4分の3は、自主的な水門操作を行われているということなんですね。そういう話を聞いたとき、私何を思ったかっていうと、こういう善意の上に、結構綱渡り的な危うさで、大きな水害にならないとしても、道路の冠水とか、そういったものが防げているんだなとは感じた次第です。

ここからが問題なのですけども、こうした右岸土地改良区といろいろ情報交換はされていると思うのですが、開成町の水害の予防のためには、非常に有益なというか、頑張っていたらいる団体だと思うんですけども、もし、これがこの右岸土地改良区のような団体が機能しなくなったときに、行政の中でこれの代替を担うことというのは可能なのでしょうか。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

議員の質問に対してお答えをいたします。先ほどの右岸の水門の開閉の話をもっといただきましたので、その点についてお答えしますと、今年度8月27日現在で、開閉、右岸土地改良区で水門を開閉したといった件数については46件になっております。その内訳としては、台風豪雨対応として30件、工事の対応として2件、苦情対応として6件、土用干しなどの対応として8件というような形で46件を8月27日現在、開閉をしているという中になります。

この46件の内訳の中で、先ほど議員おっしゃられたように、雨雲レーダー等を確認して、右岸土地改良区が独自に判断をして、水門を操作した件数といった部分については13件となります。

町からの開閉の依頼を待つことなく、積極的な水門操作により、農業の農業用水としての維持管理だけでなく、流域の安全を守るということについても尽力をいただい

おります。その部分につきましては、酒匂川右岸土地改良区と流域の市町で、平成27年に酒匂川右岸土地改良区と南足柄市、開成町、松田町との用水に関する協定書というものを締結しております、その中で農業用水に係る水路及び流水に関して農業の振興と区域内の防火及び附随する諸効果を図るため、対応していくというところが取決めをさせていただいているものになります。これに基づいて、右岸土地改良区、そして流域の市町、力を合わせて対応しているというような形になります。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

土地改良区と行政も力を合わせて対応しているということだったので、この土地改良区のほうがやはり独自の判断もさせていただいているということで、なかなか余人をもって代えがたいという言葉ありますけども、行政機関がその代わりをするというのは難しいんだろうと先ほどの御答弁を受けて思った次第ですが、組合員数は変わってないけども、要するに町内の耕作地だったところが、宅地になるということになると、町のほうは税収上がりますけど、土地改良区さんは、入ってくる組合費が、人数ではなくて、件数ではなくて、面積で入ってくるので、随分減少して、伺ったところによると、全盛期の4割ぐらいということで、毎年余剰金を食い潰すような、ということになっているのです。お話伺いに行ったときも、それから今、中村課長の話を伺っても思うのが、やはり水路管理のためには、必要な開成町のためにも必要な団体だなと思っておりますので、何らかのそうしたところの援助が必要な場合には、南足柄さんとの歩調を合わせたり、いろいろあると思うんですけれども、援助検討する余地があるのかどうか、その辺り御回答可能な限りでいただければと思います。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

質問にお答えをさせていただきます。右岸土地改良区の受益地という部分につきましては、南足柄市、松田町、開成町、1市2町で受益地が構成されておまして、その面積としては312.1ヘクタールというような形になっております。その中で、開成町の受益地としては168.1ヘクタール、南足柄市が143ヘクタール、松田町が1ヘクタールというような形になっておまして、その面積に応じて、現在の負担金も支出をさせていただいているところです。

その部分につきましては、面積割というようなところで、負担金を全くしていないということではなく、現在でも負担金を支出をしております。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

もしかしたら、南足柄市の方が流域面積大きいのかなと思ったんですけど思いのほか開成町のほうが多いということも分かりましたし、現在でも負担金を負担しながら協力し合いながら維持管理をしていただいているということで理解をいたしました。

ここから少し趣きを変えて、夢のある話をしたいと思うのですが、以前この土地改良区の方に文命用水を御案内いただいたときにもこれ観光資源にもなるなと思ったのですが、実際検索すると、文命用水を歩くとかというユーチューブがあったり、結構水路マニアという方たちもいらっしやって、それからまた水とホテルというのは、十分人を呼べるコンテンツだと思うのです。なので、水路をプラス要素として、「田舎モダン」を表す部分も含めて、以前、1年前になりますけども、町長からはフィルムコミッションについてもいろいろと話をしているというような御答弁もいただいた記憶があるのですが、そうしたことで町の魅力として発信していけると思うのですが、こういったところに対する取組、何か現在行われていますでしょうか。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

御質問にお答えをさせていただきます。現在、既に実施をしているものとしては、瀬戸屋敷のほうで指定管理者が実施をしておりますが、古民家のライトアップとホテルを見てみようというイベントを5月下旬に開催をしております。今年度については、約250名ほどの参加をされました。

そして今年初めて、あじさい祭りにおいて、小田急電鉄と実行委員会が連携をして、足柄の歴史再発見クラブの協力を得て、文命用水の歴史を学ぶ散策ツアーというものも実施をさせていただきました。この辺のより一層の充実といった部分を今後も図っていききたいなというところは考えているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

今、御答弁いただいた内容のほかに、やはりこの水ということに非常にこだわって発信をしていくと、例えば酒造会社も今あります。飲料関係の仕事をしていたこともあるので、ある程度知っているのですが、やっぱりベースとなる仕込み水は非常に大事なので、お酒と、それからそのもとの水の質の関わりとか、そういったことも含めて魅力として、また、どんなに新興住宅地、新しいうちが建っていても周りに水路が流れていて、自然環境も豊かだし、これだけ暑い夏だけど、幾らかでもほかよりは気化熱のおかげで涼しいよというようなことも発信していくことを御検討いただければと思います。

最後の質問なのですけども、今回、こういった質問をした中には、今ちょっと夢のある話とか、ほかとの関わる話、具体的な柵の話とか、いろいろ多岐にわたってやりました。

水路については、道路と違って、道路は町道とか、県道でも、つながっているところ全部町のものとか、県のものなのですけど、水路に関しては、流域に官地もあったり民地もあったりします。その中で私自身も受けますけども、町民の方からの要望が、家の前、前後10メートルぐらいというところを主に、当然そうなると思うのですけども、上流もあり下流もあって、ということなので、少しそういうことも理解もしていただきながら、基本的には開渠にするんだというようなことも、なかなか皆さんの耳に届いてないところだと思うのです。いろいろ側面がある中で、場当たりのではなくて、コンセプトを持って維持管理しているよということを町民の皆さんに周知するために、今後も周知をしていくというような御回答はいただいたのですけど、具体的な策について御答弁いただけていないので、もし計画があれば御答弁いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは議員の質問にお答えさせていただきます。

今、開成町でベースとなっているのが、開成公共下水道事業の事業継続に伴って、雨水計画を持ってございます。こちらが10年確率で56.7、時間当たりの雨量で、計画で、断面積、要は水路の寸法、大きさ等を決めて、雨のときに流れるような計画を持ってございます。こちらを基に、水路の整備や要望があったときのしゅんせつであったり、草刈りの判断基準とさせていただきますので、そういった計画があると言ったところ、今後ホームページ等を通じてPRしていければと思っています。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

ちょっと質問した意図がきちんと伝わってなかったかなと思うのですけど、水路の維持管理に対する理解を住民に促すという御答弁をいただいたと思うのですが、個々の対応についてのやり方というより、一番最初に伺った開成町にとって、この水路というのがどういうもので、そこを今後こういう形で生かしていくという大きなランドデザインに当たるような部分をどう理解をしていただく。そして先ほど言いましたように、家の前だけではなくて、上流も下流もあって、なかなか一筋縄でいかないよというようなところをぜひ町民の皆さんにもある程度御理解をいただきたいと思っているのですけど、そこら辺についてどう促していくかということについてお答え願えますでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

簡単そうで、とても難しいテーマだと思います。橋は当然様々な手段でしておるという意識があっても、実際届いていない。届いていないのが、発信の仕方が悪いのか、もともと関心を抱いていただいてないのか、そこら辺も実は両方あるのではないかなとも思います。

自分も酒匂川右岸土地改良区の会員の1人として、当事者としていろいろ関わっていますけれども、例えば水利権であったり、いろいろな負担金であったりということは、ほとんどの町民の方は御理解もないと思いますし、それをどこまで知らせるべきかというところも議論があるのかなと思います。

また観光資源としての水路というものも、もっともっとイベントのみならず、アピールしていきたいという思いはあります。具体的に民間企業さんのお力とかアイデアも借りながら、そういったことを展開していこう、もしくはいけそうな可能性も今は秘めています。

ただ一方で、先ほどの町域が狭いために、その道路の拡幅等によって、水路を暗渠にせざるを得ないケースもあるとお話しましたけれども、それが意味、逆のと言ってしまってもいいのかわからないのですが、道を広げてほしいと、埋めてほしいという御要望も、一方で確実にありますと。

ですから例えば水路の景観をぜひこのせせらぎは維持したい。このままのコースにつなげていきたいという思い。そうすべきであるというお考えがあるのも承知しておりますし、私もそう思うとき、思う場所もありますけれども、申し上げたとおり、なかなか住民の皆様のお考えとか実際住んでらっしゃる方々の事情とかを踏まえまして、一筋縄にはいかないケースもあるという辺りを御説明させていただいて答弁をさせていただければと思います。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

私自身もある区間を切り取った水路について、御要望いただいたときに、その方の言うのも分かるし、けど他の面もあるしなど、いろいろと思うところもあって、非常に答弁いただきたい部分をあえて伺ってしまったところではありますが、今、町長が非常に言葉を選びながら御回答いただいたのですが、そういうような水路管理については、まだまだ難しいところもあり、そして魅力として発信できるものでもあるということを町民の皆さんに広く知っていただければと思う1人でもありますので、そういうところの協力も微力ながら私自身もしていきたい思いも伝えさせていただいて、本日の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（山本研一）

これで山下議員の一般質問を終了といたします。

続いて1番、清水友紀議員、どうぞ。

○1番（清水友紀）

皆さんこんにちは、1番議員、清水友紀です。通告に従いまして1項目について質問させていただきます。

自然環境の良さに重きを置いた都市計画の推進を。

本年度は、次期開成町総合計画の策定に伴い、環境基本計画や都市計画マスタープラン等も見直しがされる重要な年度であります。

例えば、今後の都市計画上では、足柄紫水大橋と国道255号線がつながり、駅前土地区画整理事業は、目に見える形で進む予定となっております。

現行の都市計画マスタープランには、開成町民がまちづくりに何を望むか。住み続けたい理由は、などのアンケート結果も記載されています。町民が本町の自然環境を誇りに思い、その保全がある上での生活基盤の整備、居心地のよさを望んでいるということが全体を通して見てとれます。

そこで、都市計画を進めるに当たり、自然環境のよさを前面に打ち出す姿勢が、町内外への説得力や期待感を増し、よりスピーディーな計画実現の後押しになると考え、以下の項目を問います。

- 1、今後10年における本町の人口の増減をどう見込んでいるか。
  - 2、足柄紫水大橋と国道255号線がつながることで、本町に及ぶ影響をどう考えるか。
  - 3、都市計画上、社会情勢等の変化に伴い生じている課題は。
  - 4、駅前やその周辺に自然保全や環境施策の取組を重点的に表す考えは。
- 以上、登壇での質問とさせていただきます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

清水議員の御質問、自然環境の良さに重きを置いた都市計画の推進を、についてお答えいたします。

開成町では、平成27年に策定した開成町都市計画マスタープランに基づき、町の貴重な財産である、緑豊かな田園風景を保全するとともに、誰もが快適に暮らし続けることができるまちづくりを計画的に展開しております。

開成町都市計画マスタープランは、おおむね20年間をめぐり、長期的な視野に立ち、町の都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするもので、都市計画の基本方針として一定の役割を果たしていくものと位置づけられております。

令和5年度から開成町都市計画マスタープランの見直し作業を進めており、改定案を庁内策定委員会にて作成し、都市計画審議会への諮問を経て、令和7年2月に答申を受ける予定となっております。

- 1つ目の御質問、今後10年における本町の人口の増減をどう見込んでいるか。

についてお答えいたします。

次期総合計画、すなわち第六次開成町総合計画の策定作業を令和5年度から進めております。

令和7年度、2025年度から令和14年度、2032年度の8年間を計画期間とし、最終年度であります令和14年度、2032年度の目標人口を2万人に設定する方向で協議を進めております。

この目標人口2万人は、令和5年度に独自に実施しました人口推計も参考にしながら設定したものです。

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業が完了した後の人口増加に加え、子育て世代をターゲットにした定住促進策や、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援策などの施策を展開することにより、出生率の上昇や、出生数の増加を図り、この目標の達成を目指したいと考えております。

次に2つ目の御質問、足柄紫水大橋と国道255号線がつながることで、本町に及ぶ影響をどう考えるか。についてお答えいたします。

都市計画道路、和田河原開成大井線は、おおむね令和9年度の完成を目指して現在工事が進められております。主要地方道から国道までを結ぶ広域的な幹線道路としての役割を担い、足柄地域の経済のさらなる活性化に大きな効果があるものと期待されております。

平成26年3月、本路線の一部であります、足柄紫水大橋が開通したことにより、地域における移住・定住の促進や、地域経済の活性化が図られるとともに、足柄大橋や報徳橋の交通渋滞の緩和などの効果がもたらされました。さらに、国道255号線までの延伸が実現されることにより、東名高速道路、大井松田インターチェンジまでの交通渋滞の緩和をはじめ、小田急線開成駅へのアクセス向上による開成駅周辺におけるにぎわいの創出、それに伴う開成駅の利用者の増加など、地域経済のさらなる活性化につながるものと考えております。

また、防災の観点においても、自然災害が発生した場合の避難経路の拡充や、緊急車両や支援物資の移送車の通行ルート確保にも資するものであると捉えております。

次に3つ目の御質問、都市計画上、社会情勢等の変化に伴い生じている課題は、についてお答えいたします。

全国的に急速な人口減少、少子高齢化の進展などの社会課題を抱え、コロナ禍を経て、生活様式の変化が加速するなど、社会環境は大きく変化し、将来に向けた様々な対応が求められております。

一方で、開成町においては、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業を推進するなど、一段の人口集積を図るため、新たな産業、商業、住宅機能の立地誘導を進めております。

しかしながら、開成町においても、全国的に共通の諸課題に直面しているのも事実であります。

持続可能な公共交通網の形成や、自然災害などに対する市街地の安全性の確保、物価上昇や人件費の上昇を背景とする公共インフラなどの整備、維持更新費用の増大などに加え、新型コロナ危機を契機とした社会変容への柔軟な対応の必要性、また、都市計画に関する新たな制度手法への対応など、様々な課題が挙げられます。

次に4つ目の御質問、駅前やその周辺に自然保全や環境政策の取組を重点的に表す考えは、についてお答えいたします。

既存の自然環境の保全や、都市計画における環境政策などの取組につきましては、町の最上位計画であります総合計画をはじめ、都市計画マスタープランや、環境基本計画にのっとり取組を継続しつつ、社会環境の変化に対しても柔軟に対応していきたいと考えております。

また、市街地部におきましては、身近な緑の保全と創出に努め、潤いのある美しいまちづくりを継続していきたいと考えております。

駅前通り線周辺地区における近隣商業地域や新市街地などについては、環境に配慮した施工に心がけるとともに、事業者及び地権者との連携により、ゼロエネルギー建物街区の構想を描くなど、未来の都市像における様々な可能性について調査研究を進めてまいります。

具体的なまちづくりの将来像に関しては、駅前通り線周辺地区の地権者の御意向も踏まえながら、庁舎及び民間企業、そして町民の皆様とも知恵を寄せ合い、協議を進めながら描いていきたいと考えております。

また、町民の皆様のご生活の質の向上のみならず、広域的な利便性の向上を目指し、様々な都市機能の集約などを通じて、より魅力あるまちづくりを推し進めてまいりたいと考えております。

また、駅前通り線周辺地区のまちづくりに際しても、その町並みにおいて、人と自然が調和した「田舎モダン」の町、開成町のコンセプトに合った景観や雰囲気表現していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

一定の御答弁をいただきました。再質問に入る前に、用語についてですけども、文脈により省略して述べる場合がございますので御了承ください。

第五次開成町総合計画は、総合計画、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業は、駅前通り線の事業などと申す場合がございます。

今、御丁寧いただいた御答弁ですけども、特に（4）について、ああ、そうだったのかという思いがしました。確かにおっしゃられるような自然環境を大事にした潤いのあるまちづくりを継続していきたいということを駅周辺も含めてそれを反映していくと、都市計画マスタープランに明記されていることなのですけど、これまで私を含め、複数の議員が駅前通り線の事業について問いますと、地権者さんの

御意向に焦点を当てて将来像を作成したですとか、町民の皆様と協議をしながら進めていく話なので、今は控えますですとか、明確な町や町長の意図を後ろに追いやっているような姿勢をここしばらく感じ取っていましたが、都市計画マスタープランも10年もたっていることだと思っていました、今日の答弁では、今のように具体的に開成駅を降りたら玄関口となる駅周辺で、自然環境のよさに癒やされて、またさらに先進的な環境施策の取組に気づく、そういう駅前になるんだなということが伝わってきました。長々感想でしたけども。

では再質問させていただきます。(1)の人口について、人口の見通しについても、希望のある上向きで2万人を目指しているということです。今より1,300人ほど増加した数になります。また、都市計画上は、市街化区域に編入予定のところがまだあるんですけども、この10年後の2万人ぐらいがピークと見ているのでしょうか。御見解と簡潔にその根拠も伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

2万人は、現在策定作業中の次期総合計画における目標人口に設定する方向で協議を進めておまして、決定事項ではないということをお断り申し上げておきます。

総合計画策定に際して、またほかの福祉介護関係であったり、子ども子育て関係の計画策定の際にも、民間のコンサルタント会社等に委託して、人口推計というものは出しました。そして加えて先般6月に発表されました人口戦略会議による、通称「消滅可能自治体」と呼称される、代表されるような人口推計のデータ、そこで開成町は全国65の自立持続可能性自治体に分類されたわけですけども、それら様々な客観的データと、人口推計の数字をまず元に、あとは開成町ならではの事情、それは情報の非対称性といいたいまいしょうか、我々しか知らない情報であったり、その推計には、駅前通り線と南部第3地区においてどれぐらいとか、いつとかというのが完全に織り込まれているわけではないので、それらを総合的に分析した結果、多少分かりやすさというのも含めて、2万人というのを2032年、令和14年度の目標人口の数値に置く方向で、今、検討を進めております。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

ではそのまま町長に伺いますけれども、ホームページには、毎月1日の町内の人口が載っています。今年度は昨年度からマイナスになる可能性があるように、数えますと、そのように捉えています。これまで町制施行以来、69年間一途に増加を続けてきた本町ですけども、そのような見通しが立つことについて御見解を伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

町のホームページでも毎月1日時点での人口を公表しておりますし、実際問題、8月までで、自然増減、社会増減トータル合わせて54人の減というのが現在値であります。よって、これは12月締め、もしくは年度末3月締め、いろいろな人口の測り方があるかもしれないのですが、年間を通して減少する可能性というのはあるとは認識しています。自分もいろいろ説明責任も当然あるかと思えますけれども、逃げも隠れもしませんし、なのなのですが、1つあるとすれば、1年単位で区切られると、なかなかどうしてまちづくりは10年、20年、30年タームの話でもありますし、あと開成町の開発のペースが、今までのようなペースでなかなか町域が狭いということもありますので、あとは南部地区に代表されるような区画整理事業におきましても、やはり10年、20年かけて実現したものが今花開いているという中で、あの規模のものを継続的にできる町域もありませんし、加えて駅前通り線周辺において、今、仮換地等々やらせてもらっていますけれども、御移動をお願いしている方々も少なくないと、そこらの事情を踏まえれば、清水議員がおっしゃるような一定期間通して差引きすると減少になる可能性というのはあるとは認識しています。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

可能性はありますが、まだもしかしたらという思いがあって、町制70周年というところで、よい方向で続いてほしいなという気持ちを持って、今、宅地化が進むところですか、子ども施策という子育て関係も進んでいるので、そちらどうかなというところで見守っているところです。

人口について続きますけれども、今年4月に策定されました、第五次開成町総合計画基本構想将来指標検証結果というのが、職員の皆様によって策定されたようです。開成町に移住してくる転入元は、小田原市、南足柄市、秦野市がトップスリーです。トップテンの中には、大井町や松田町など、ほぼ全て神奈川県、県西部の近隣の市町で、辛うじて10位に東京が入っています。

しかし令和2年度の国勢調査では、第3位、4位に、東京と横浜がつけていました。そうしたことで足柄上郡の中では開成町だけは都市部にも魅力に映っていて移住者が来ていると当時のタウンニュースの記事にもございました。その特別だった現象が、4年程度で急速に落ちてきたことが検証結果の表に表れています。この推移の原因をどのように分析されたのか伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

なかなか短時間では御説明できないところもありますけれども、まず先ほど申し

上げた、一部申し上げたとおり、例えば開成町への移住を検討いただいている方がいらっしゃった場合に、土地であるとか、分譲されておる建物であるとか、またそういった高層マンションの類であるとかに、どこまでそもそも空きがあるか。購入可能な物件があるかというあたりでも、現実的にはちょっと今までのようなペースではなかなか御提供できていないような事情もあるのかなとも認識しております。

今、地域別の話ありましたが、世の中公表されている。例えばRESASとかという、地域経済分析システムのようなものでは、皆さんどなたでもアクセスできるような情報をベースにお伝えしますと、開成町への移住されてきている方、私の認識ですと、その県西地域からは、おおむね6割ぐらいかなと。県央地域というものも含めると75%、4分の3ぐらいではないかなと認識しています。それで、その数字自体は、ちょっと話が長くなって申し訳ないのですけれども、いろいろな人口増加のパターンの中で開成町のようにいわゆるベッドタウンとして、交通の利便性とか、東名高速をはじめとする自動車関係のアクセスのよさであるとか、東京との距離が適度1時間から1時間半というようなところで同様に増えている滑川町とか、比較しますと、決してそこを悲観視する。東京からもっと人が移住してきていいのではないか。何で来ないのだと言われるほどのこともないとは認識しております。

では引き続き、御趣旨としては、県西地域の中で限られたパイを奪い合っている、トータルとしては、地域経済としてはあまり意味がないのではないかというふうなお考えがあるとすれば、私も一部は賛同しますので、できる限り首都圏であったり、大都市部からの移住をしていただける方が増えるように頑張っていきたいという思いはありますけれども、決して何か起こっていて、そのような数字が表れているという認識は、現時点ではありません。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

私も悲観的ではなく実際、購入可能な物件が今少ないというのは、紹介している方からも聞いております。家があれば、あとは教育の町というところで、子どもが小学校上がるタイミングですとかになりますので、そういうところで今後「教育のまち」としてアピール力がついてくればなと思うところです。

では(2)にいきまして、紫水大橋から国道255号線まで延伸が実現すること、これがおおむね令和9年の開通とあと約3年後に迫っているということです。

御答弁にありましたように、例えば大井町側から通勤・通学含め、小田急線開成駅の利用者が増えることになれば、こちらは急行停車駅として大変望ましいことだと思います。しかしそれには、車の送り迎えだけではなく、公共交通機関というのはもちろん期待されると思われませんが、その3年後を見越して、バスを誘致するなどの動きがあるのかどうか、またほかのお考えがあるのであればそれについてもお示しいただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

それではお答えをさせていただきます。今現時点で、その3年後を見据えて公共交通等の誘致についての計画等は、現時点ではございません。

ただ一方で、公共事業者の皆さんとは、様々な機会を捉えて、延伸に際して、新規路線の構築の話であったり、今抱えている課題等の共有等については、意見交換、情報交換等はさせていただいているというような状況になります。

今後、議員もおっしゃられたように、延伸に当たって、様々な交通の体系をつくっていかなくてはいけないということが課題と捉えていますので、広域での考え方も含めて、公共交通事業者の事業だけでなく、様々な手段を視野に入れながら、東西の交通網をどうやってつくっていくかについては、今後考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

交通網が広がっていくというところで、近隣市町と共に取り組んでいくことで、これはタクシーの誘致もそちらのほうもほかの市町と連携しながら継続的に取り組んでいってほしいと思います。

公共交通機関が不便ですと町側での駐車場や駐輪場の需要がより高まる。整備が余計一層求められるものになってくると思います。

放置自転車というのは、既に本町の悩みの種で、行政評価でも駅前に多いという、対策強化が必要だと記載がございます。駐車場と駐輪場の問題について、民間企業への相談や連絡など、何か動きやお考えがあればお聞かせください。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。当然ながら、和田河原開成大井線がつながった場合におきましては、大井町側からの利用者さんが増えるというところは考えているところがございますので、現在では、事業者として、東口に、小田急さん等鉄道事業者さん等が、駐車場もしくは自転車駐輪場等を計画していただけるかどうかというところに関しましては情報交換をしているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

あと紫水大橋の延伸に関しましては、下島やパレットガーデン地区の方から合流地点での安全面に関して自治会要望が繰り返し出されております。ミラー設置など松田警察の管轄になりますけれども、3年後なので、まだなのですけれどもパトロールの際はその辺り御注意いただきたいと思います。

では（3）の都市計画上の社会情勢等の変化に伴い生じている課題は、に対する御答弁で、持続可能な公共交通網の形成とおっしゃったのは、これは少子高齢化をお考えになられてのことだと文脈から思われます。

ただ、ちょっと1つ気になりましたことが、この都市計画に関する新たな制度手法への対応という御答弁がありました。この急激な社会情勢の変化に伴い新たに変わった都市計画の制度手法というのは、どのようなものなのかお示しいただけたらと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは御説明をさせていただきたいと思います。ただいま質問いただきました新たな手法というところでは、やはり近年多く起きております巨大地震の切迫やインフラの老朽化、そして技術が革新的に進展しておりますICTやIoTの情報の技術の革新の対応、また持続可能な都市開発を推進していくなど、いろいろな問題はあると思います。

また全国的には、人口減少している場所におきましては、立地適正化という部分で呼ばれている、新たな都市化を考えていくというところは、新たなものとして今後捉えていかなければいけないのかというところは考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

確かに技術革新が進んでいることで、都市計画の進め方というのも、今お聞きしまして変わるのだろうと思ったところです。

ちょっと想像していた御答弁とは違いまして、私が思って、ちょっとこれはと感じていたことを表した大手の経済新聞の記事が7月にございました。

これは、都市計画法に基づいた都市計画の弱点とありまして、ポイントは、都市計画法というものが、人口増加を前提としているものという、ちょっと古い時代のものということです。それによりますと、タイムスケジュールが示せないことや人口減少のときには人も建物も減っていくかもしれないのに、現在の状況を既存不適格とするわけにはいかないの、変更するわけにはいかないの、現状継続するしかないということ。こういう記載がございまして、これは今の子育て現役世代といえますか、子どもの将来にツケが来ないだろうかとか、ちょっと末恐ろしく感じたことであります。

開成町の都市計画は、もともと農振地域は保全するのですとか、そういう町が3つに分かれている計画がございますが、それは昭和50年代、54年に策定されたものです。日本が安定成長の軌道に乗って、さらに成長していくという頃で、調べてみますと、高齢化は七、八%で、1桁。安定して常に合計特殊出生率は2を超えています。

今年の3月の足柄産業集積ビレッジのときの御答弁では、この開成町の都市計画の内容を維持する、維持していく理由として、それをしっかり守ってきたからこそ、今の開成町の人口増加につながっていると。町の発展につながっているので、今後守っていくというものでした。そこを常に、それはそれで正しいと思っているのりですけども、根本から見直す機会はあるのでしょうかという質問です。

例えば農振地域は、今、跡継ぎ問題で悩んでいる方が多いのですが、農振地帯の、それでも農振地帯にする。なぜですか。庁舎の新築の借金が今後ありますけれども、それでも駅前通り線の事業を早く進めよう、理由はなど、そのような根本的な見直しはどういったタイミングで、またスパンで行われているものなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。都市計画マスタープランにつきましては、おおむね20年の計画で計画をさせていただいております。

ですので、世の中の情勢が変わりながら、都市を発展させていくというところから考えますと、20年を目途に、まちづくりを行っているというところになっております。

昭和50年代から、現在の令和に対して、当然ながら40年、50年たっている時代になってきました。当然新たな手法で考えていかなければいけない時代にも、将来開成町が突入することも考えられるところがございます。ですので、しっかりと都市計画と現状を照らし合わせながら、開成町のまちづくりを担っていかなければいけないというところで考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

承知いたしました。では議員としてそういった経過もよく見据えながら、分析をしながら、見ていこうと思います。

では4番の駅前通り線、こちらの土地区画整理事業は町の一大事業です、財政規模も含めて。一大事業ですけども、町民の関心がとても低いではないかということを私は懸念しております。

なぜそう思うかと言いますと、北部の農振地域の方々はどう思われますかということをお聞きすると、「この辺に住む人たちは正直全然関心がないよ」と断言されたことがあります。最近に至っては、駅に近い南部の人たちでさえ、「あの話はもう止まっているのではないのですか」とか、「本当にあれはすることなのですか」ということを質問を受けました。

この町の一大事業に町民の少なくない方が、関心を今失っている現状をどう思われるのか。お考えをお聞きいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問の前に、先ほど都市計画で、昭和54年に決まって、その後時代も大きく変わっているのに、というふうなことでありましたけれども、例えば実際、開成町の都市計画におきましても、都市計画道路の松田駒形線というのが途中で、ちょっと表現は正しいかどうか分からないのですけれど、やめになったりとかということは現実がございますので、決めたものが一切何も変わらないということではないということをまず確認させていただきたいということと。

私の町長という立場といたしましては、中長期のまちづくりの方向性において、ことによっては、自分の思い、考えに沿わなくても、バトンタッチを受けて、タスキを受けて、それを後世につないでいくというふうなことが一番大事だと思っておりますので、今も開成町の未来のために、町民の皆さんのために駅前通り線という事業が目的に資するものになるように一生懸命働いてまいりたいと思っております。

そして、すみません。今問合せいただいたことは、関心の低さということですが、これは変な言い方になりますけれども、なぜだろうという意味においては、私も清水議員と同感です。自分も2年前の選挙、7年前かな、選挙のときもあの周辺を歩いていて、その話題に触れてもびっくりするぐらい知らない人が多いのが事実でした。これはすごく大局的に見れば、投票率の低下に代表されるような、自分の住んでいる地域であっても、政治もしくはまちづくりに対する関心が低い人が増えているというのは、これはすみません。誰の責任とかという話ではないのですけれども、現実的にあるのかなとは思いますが。

その一方で、確かに町側の情報提供とか、そういうところに課題があるのかもしれませんが、これもなかなかいつもこういった説明になってしまうのですけれども、地権者さんの御意向であったり、まだこれからいろいろ考えていかなければいけないものとかある中で、どうしても十分発信させてもらっているつもりであっても、結果的に届いていないことは不足している可能性もあるのかもしれない。よってそこら辺も今後の課題の1つとして対応をしていきたいと思っております。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

先ほど都市計画の変更などは、やはりあじさい祭りが始まったりしたことで、やはり道路の変更というのは生じていたということは承知しております。今の関心が低いのはというところで、私は理由は、町長の声で今の御答弁、最初の御答弁のようにこういう町にしていくのだということが発信されていなかったのではないかと考えています。抽象的には、町の全体のにぎわいととか、それは悪い言い方をすると、どの市町にも当てはまるような言い方で発信されていたように思います。それが今、開成町ならではの資源、それは自然環境に今重点的にというところですが、今回の御答弁のようなところを地権者さんに熱意を持ってお伝えされたのでしょうかというような疑問はございます。

これは公共事業であって、一部の方々のための事業ではございません。なので、公共事業として、やはりこの駅前のお話ではありますけれども、それが実際教育や福祉に還元されたりですとか、既存の商業地、既存市街地、そちらのほうのにぎわいがまた復活、もっと今よりも復活していくですとか、そういうところにつながる。その御自身のところにやっとなら関係してくることで、これから町民集会在秋にございまして、そちらで回られると思うので、ぜひそうしたこの開成町ならではのといいますか、今日いただいた思いというのを伝えていただきたいと思いますが、こちらにも熱意を持ってということをお話したいと思いますが、お考えを伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

分かりました。頑張ります。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

あと地権者さんも、やはり現場の御担当の担当課長ですとか、足しげく通われて、感じの説明、分かりにくい、難しい説明を丁寧にされていて、今ようやく前向きにどこにしようかという、それもまた難しい話ですけれども、そういう段階だと伺っています。ただ、そこにこだわりのない、町が好きで、町がどうなっていくのかに関心がある方は、そういう自分の土地が今この広さだから減歩率がどうでとか、そういう話よりも、自分はこの町の何に協力しようとしているんだろうというところで、この町をどうしたいからこの事業やるのだからというところが、それが見えなから、ちょっと自分はまだ協力できないという言い方をしていた方がいらっしました。今はちゃんと進んでいますけれども、なのでやはりそうした明確な思いを伝える機会がないと、その分だけ、もしかしたら事業は遅くなっていたかもしれないなど、そういう感想を、私は思いを受けました。

今まで町長は、やはり図書館のお話を個人的にも視察をたくさんされて、複合施設をつくりたいというお話を個人的には強く思いを訴えていたわけですが、本当にそれがやりたいことで譲れないことであれば、それありきで、早くから内部でもチー

ムをつくり、議論をして、その過程だけでも公にしていくことも、オープンで現代的な手法の1つとして考えられると思うのです。

この話というのは、わくわくして駅前通り線にはカフェが欲しいよねとか、そういう次元の話ではなくて、町長が教育を一丁目一番地とおっしゃる町長が目指したい、公約でも掲げていた図書館、図書機能を持つ複合施設という話だから、それは決して地権者さんにとって失礼な話でも何でもありませんし、町民が知っておいたら関心を持つような話だと思います。しかもそれが、公共施設というなら、今年度、都市計画や総合計画を策定する時期です。公共施設の管理計画策定にも関わってくるはずですが、だからもうそれは公共施設をつくるというのであれば、決まっていなければいけない時期だと思ったのですけれども、ただ、しかも駅前周辺、駅前通り線というのは、土地利用でいうと商業用地なのです。行政の中心は今この庁舎がある中部になっていまして、駅前通り線は、お店などが建ってにぎわうところとして県の認可も受けて、事業許可を得ているわけです。従って非常にこれは議論が必要だと思うのですけれども、内部でそのような議論はどの程度されているのでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

図書館につきましては、ぜひ実現させたいと以前よりも強く思っております。

そして、まず庁内での今の現在地といたしましては、まずワーキンググループをつくりまして、みんなで開成町の図書館像を描きながら、まず作業工程のようなものを整理しているような段階で、先般も、その職員の皆さんと一緒に、何か所か一緒に見て回ったり、あとは研修計画の中で図書館というコンテンツを入れたり、あとは職員の皆さんの視察先にも去年も紫波町に3名行っていただきましたけれども、同様の図書館を見に行くという狙いの下に視察の計画も今年度もあります。そして発信力等につきましては、まだまだ足りていないところがあるのかもしれないけれども、これはちょっと私の力不足ということで御容赦いただければと思うと同時に、一部反省もしておるところであります。

先般も町内でめちゃくちゃ熱く図書館が欲しいとおっしゃってくださる女性がいらっしゃって、すごい意を強くしてうれしかったのですが、残念ながらその人はその駅前通り線にその計画が、計画というか私が考えていることを御存じなかった。ですので、それだけ興味がある人でも知らないのだというようなことは、ショックとともに受け止めた次第であります。

それで全体的なまちづくりの今後のスケジュールの中で、今もっと図書館構想を描く、実現させるための動きというのがちょっと遅いのではないかというふうなお話があるのですけれども、全体のまず、今、仮換地をやりまして、来年度以降、全体の道路、橋、河川、その周辺幾つか街区に分かれておりますけれども、進めていく中で、もちろん早過ぎるということはないとは思っているのですけれども、現時点では庁

内でのそういう作業を行いながら、今後順次、町民の皆さんの声を伺う機会であったり、また場合によっては、これはある意味、理想かなと思うのですが、町民の皆さんの中で、ある意味勝手に、いろいろな動きを見せていただき、実際、ほかの市や町とかでも、そういうことが実現につながっているような事例もあると思いますし、やはり役場が決めたからこうなりましたみたいなものにはならないように、その声の集め方というの、幾つかやり方もあるとは思っていますので、清水議員はじめ、皆様方におかれましても、自分の町の御関心ある方にとってみれば一大事業に、どんどん関わっていただけるような、我々もそういう場を提供したいと思いますし、積極的に関与のほういただければと思います。

必要に応じて今後のスケジュールみたいなことは、都市計画課長のほうからお願いしていいでしょうか。

以上です。

○議長（山本研一）

いいですか。では、1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

以前にこの関連の一般質問をしたときに、下北駅の話がされていますけれど、たしかそれは勝手連のようなグループができたのではないかと思います。そのような自然発生的に、住民の方々がグループを作るとするのは、やはり「ここ変わるらしいよ、どう変わるのだろう」、「町長はこういう意向らしいよ」というのは、もうやはり知っていて、これは自分も口出ししたいですとか、反対したりですとか、そういう前提があつてのことなので、やはり関心を高めるという努力は、その先に事前に必要なことだと思います。

また町民が自由に意見を出し合うですとか、町民と協議を重ねて進めていくのだという話をこれまで繰り返してきていたけれども、開成町が持つ幾つかの計画の中で、方針がある程度定まってくるところもあると思うのです。今の土地利用の話ですとか、そうしたところを変えるのかですとか、それとも商業用地ですから、図書館といっても官民連携のお店が入るですとか、そういうふうに1案、2案、3案のような案は、町のほうで必然的に出てくるものだと思いますので、やはり町民と意見交換する際には、意見が活発になるような、言われなくてもそのようにされるかと思いますが、要望したいと思います。

ちょっと質問を変えまして、町内を北部、中部、南部と都市計画で示される分け方をしたとき、象徴的な建物は北部は、北部というと農振地域の辺り、観光拠点であり最近インバウンドツアー客が連日訪れている古民家の瀬戸屋敷があります。中部は防災行政拠点であり、ゼロエネルギー建築で環境賞を受賞したこの庁舎がともこの辺り一帯では象徴的ではないかと思えます。そして今後、町の玄関口となる駅周辺と駅前通り線に取りかかっていくというところで、瀬戸屋敷や庁舎は、町の特性やこだわりがそれぞれ大変ぬきんでて、それぞれに美しいと思えます。高い評価も得ています。

開成駅周辺の開発は、単独でとにかく何か自然を、ではなく、これらと何かしらコンセプトのつながりが見えるとよいと思うんですけれども、こちらは今、都市計画担当課課長が庁舎を手がけられたというところで、まず担当都市計画課の課長さんに伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。コンセプトを持って、駅前通り線を造ってほしいというところだと思っております。

当然ながら、開成町いいところいっぱいありますけれども、北は瀬戸屋敷、西部は、この役場、そして玄関口となる開成駅をやはりリンクさせることによって全体の魅力が醸し出されるんだと私は考えてございますので、当然ながら開成駅の駅前も、何かしらコンセプトを持って整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

インバウンドの方々の反応を見ていますと、あと、またこの庁舎への視察の多さを見ていますと、さらに加えて今、開成町はこの環境施策というのがとても進んでいる。ソーラーパネルですとか、庁舎に代表されますけれども、そうした日々の環境施策にかける徹底さを、駅周辺にも見られるまちづくりが進めば違う形でになりますけれども、リンクさせて進めば、環境活動の拠点がその駅前の玄関口から始まり、庁舎、そして北部の瀬戸屋敷と、一本筋といいますか、環境・観光ツアーみたいな、そうしたものが開成町として可能になるのではないかと思います。

また足柄産業集積ビレッジのほうも、やはり同様に自然環境のよさというのを前面に出して進めて、そのような企業が来れば工場見学ですとか、そうしたところで1つのポイントを持って、キーワードのようなものを持って、この小さな町の中を巡るといえるところができると思います。

そうしたところで、実は今日私がイチオシといいますか、矢倉沢往還というところも、開成町この都市計画マスタープランには明記されています。これは再生を図るといって、この歴史文化がある道の再生を図るとしているのだから、これがやはりもうちょっと注目されるようになれば、とても環境といいながら文化的、歴史的な広がりもあり、深みもあり、でも歩くのに楽しい町になるのではないかと思います。これについて、御所感を伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきます。やはり開成町の中に、

矢倉沢往還と昔から東海道を補完する街道として、一部が通っているところがございいます。やはりなかなかそういう街道が、日本全国どこにでもあるわけではありませんで、しっかりとその重要性を捉えながら、都市計画としては、まちづくりをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

都市計画上は、今、駅前通り線の周辺土地区画整理事業の話をしましたけど、まだ南部地区には、南部第3地区という南保育園よりもさらに南側、小田原市との境の辺り、今、農地が広がっているところですけども、その市街地化の計画がございいます。これは小田急関連の会社が、ぜひ進めたいというところで、駅前通り線に関してもやはりそうした民間企業の助言や協力というのを多大に得るわけで、その代わりというのは語弊があるかもしれませんが、希望に沿うような、スピーディーなこの南部第3地区の開発も進んでいくのかと思われるのですけれども都市計画上にはシナリオ、タイムテーブルは含まれていません。それがその駅前通り線のこの事業と南部第3地区の土地区画整理事業、これはタイミング的にどのようになっていくのでしょうか。今、お考えがあればお伺いいたします。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

駅前通り線につきましては、令和15年を最終の目標として事業は進めております。第3エリアにつきましては、これから神奈川県での認可、都市計画法で定められるところがございいますが、予定では、令和7年度中に市街化区域編入の候補地として認められるのではないかと今の現在の時間軸になっております。

ここにつきましては、令和7年から10年以内に市街化に編入できる土地として候補とされておりますので、どちらが先かというところでは、事業のもともとの計画でありますと、まずは駅前通り線が先にできていくと。そこと同時に、第3エリアやビレッジの部分が進んでいくというところで時間の流れとしては考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

どちらも非常に大きな事業だと思います。また産業集積ビレッジという企業誘致と、それも土地利用が変わるといふところが重なってくるような形なのですけれども、進めるに当たり、都市計画課ができましたけれども、やはり参事級の方々のが、

横の連携でグループをつくっているですとか、何かそういった職員の中の進め方、特別なプロジェクトチームというものはあるのでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

庁内でのワーキンググループを10個発足させたということは以前申し上げましたけども、その1つが図書館です。今のお問合せいただきました、駅前通り線のまちづくり構想というのも1つワーキンググループとして作っております。関係する各課から代表者もしくは複数名参加いただいて、協議しておると。

南部第3地区に関しましては、もちろん地権者への説明会等々いろいろ行っておりますけども、その庁内での検討段階という意味ではまだそういったチーム、特別に発足しているようなことは、まだございません。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

ちょっと話がそれるかもしれないのですが、景観のお話を今日はさせていただきましたが、景観条例というのは本町にはございませんので、建築協定もそのために作らなくていいと伺っております。ただ、駅前の建物の統一感を持たせるですとか、やはり農地のソーラーパネルが増えていくですとか、そういったところで提案をしたり、誘導したりする必要が今後出てくると思うのですが、そうしたところのお考えを伺います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

開成町の中では、まだ都市計画条例というものは定めてございません、御指摘のとおり。ただ、やはりしっかりとした町の景観を守っていくというところでは、ある一定のルールというところは、今後考えていかなければいけない。それが条例化するのということだけでなく、やはり地域の皆様と地権者さんと協力して、共同で町をつくっていくというところでは考えていかなければいけないかなと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

今なかなか法律を変えるのは難しいと思いますが、時代の流れで当事者意見を聞くですとかは、子育てのほうですとか何事にも言えることだと思っておりますので、その

ような「オールかいせい」の進め方でお願いしたいと思います。

今日は環境の保全をしながら利便性を高めてほしいという町民の意思を、町はしっかり受け止めていること、さらにゼロエネルギーの建物など未来の可能性を研究していくという、前向きな勢いがあるの感じられる御答弁をたくさんいただきました。

駅前のまちづくりワークショップなどを今後開催するときには、町内全域の方々が、やっと思ったり、待っていましたとなるぐらい今から関心を喚起して、日常生活、日々にわくわくする期待感を町民に与えてほしいと思います。

地権者さんの御意向が第一というのもございますが、町が譲れないところというのは丁寧に説明して、それなら協力したいと、もっと前向きに協力姿勢を得ていくような、いい風を今後、開成町の都市計画、玄関口をつくるに当たっても起こして行っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

こちらで私の一般質問とさせていただきます。

○議長（山本研一）

以上で清水議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を15時35分とします。

午後3時21分

○議長（山本研一）

再開します。

午後3時35分

○議長（山本研一）

日程第3 陳情第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情〔委員会報告〕を議題とします。

審査報告を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（遠藤直紀）

それでは朗読いたします。

令和6年7月31日。

開成町議会議長、山本研一様。

総務経済常任委員会委員長、武井正広。

陳情審査の報告について。

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、開成町議会会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

記。

受理番号、第1号。

受理年月日、令和6年6月4日。

陳情者は住所及び氏名、川崎市多摩区登戸3398番地の1。大珠生命登戸ビル、川崎北合同法律事務所内、女性差別撤廃条約実現アクション神奈川代表、湯山薫。

件名、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情。

審査の結果、採択とすべきもの。

以上です。

○議長（山本研一）

総務経済常任委員会委員長に報告を求めます。

○5番（武井正広）

それでは、委員会の報告をさせていただきます。

令和6年開成町議会6月定例会議において、総務経済常任委員会に付託されました陳情第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情について、去る7月31日、当委員会において審議を行いましたので、審査の経過と結果を御報告いたします。

本陳情の趣旨は、女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された附属の条約である。女性差別撤廃条約の締結後、189か国中115か国が選択議定書を批准しているが、日本は批准していない。選択議定書は、個人通報制度等調査制度の2つの手続を定めている。日本における男女平等の実現は、いまだに途上にあり、2023年、ジェンダーギャップ指数の日本の総合順位は146か国中125位である。日本は第5次男女共同参画基本計画で、女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進めると規定している。開成町では、第4次かいせい男女共同参画プランが推進されているが、国が選択議定書を批准することは、町のジェンダー平等実現に大きな力になる。よって、国会及び政府に対し、早期批准を求める意見書の提出を求めているものです。

委員からは、「人権問題について議論ができる社会にということに同意する。」、「これからの世代には平等は当然のことであり、無意識化の差別に気づきを考えるきっかけにもなれば」、「選択制夫婦別姓はデータからも若い世代が望んでいるのは明白。実現に向けて進めていくきっかけにもなるのではないか」などの意見がありました。

こうした議論を踏まえ、採決の結果、本陳情は賛成全員で採択すべきものと決定しました。

報告は以上です。御審議のほどお願いします。

○議長（山本研一）

報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

今委員長からの報告にありまして採択ということでもあります。その中で少し質問させていただきます。

今回のこの委員会報告、その中で、委員長として、この委員会の中で、この件に関して、しっかりと御議論ができたということとか、それと出尽くしたか、し尽く

したかということに対して、見解をお願いします。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

今の質問に対してお答えします。どのような審議を行ったのか。

まず委員会での審議の前に、当然のことではありますけれども、総務経済常任委員会の委員個人それぞれ事前調査研究をしっかりと行った上で、当日の委員会に臨んでおります。

当日の陳情者からの意見聴取、質疑、そしてそれらを基に各委員からの意見も聞きながら、討議し、最終的に全員賛成で採択しました。しっかりと議論し尽くしました。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

委員長の説明ありがとうございます。しっかりと議論をし尽くしたということがあります。

そういうことでもありますけれども、この委員会の中で報告の中に陳情者からの代理の方が来られましたけど、そういうことで一生懸命説明を受け、その中でしっかりと議論したということでもあります。そういう説明を聞いた後で議論した中で、今、委員長からしっかりとし尽くしたよということを言われましたけれども、その説明を受けた中で、しっかりと委員の皆様方が、理解をし、また繰り返すようで失礼ですが、本当に議論をし尽くして決めたということであれば、それは採択に対する私個人的にはそういうことに対して、いろいろ議論していくことにはやっていったほうがいいのかというのは個人的にはあります。

しかし、本当に理解したよということで、今、委員長が言いました。これからもその採択に向けて、これからまた委員会だけでいろいろ発言していくと思うんですけれども、議論していくと思えますけれども、しっかりと皆さんの意見をしっかりと聞いて、いい方向性に、そういう基準に対しての早期批准に対して、いろいろ議論が出ると思えますけれども、しっかりとそういうのを本当に何回も繰り返すようですけれども、議論をし尽くしていただきたい。

そういうことに対しての委員長の御見解をもう一度ですけど、お願いします。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

再度どういう取組をしてきたのか、それから意気込みがあるのかと認識しましたが、この中でも賃金格差の問題だとか選択制夫婦別姓などについても議論を重ねておりますし、例えば賃金格差、男女間に関しても、本日もニュースになってました

けれども、2023年のところも明らかに格差が出ているなどというところも、もちろん、そういったことも議論しておりますし、選択制夫婦別姓などについてもいいきっかけになるというのは、現在国のほうの与野党のいろいろ選挙絡みのこともしておりますが、そういった中で毎日のように話題にもなっております。

そういったことの1つのきっかけにもなればということの中で、しっかり議論してきたと自負しております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

再度の質問に対して見解をありがとうございました。

これからしっかりと、また同じことを繰り返させていただきますけれども、本当に開成町議会として、しっかりと委員会の中でお互いに理解し、議論し、そして、いい方向性に持っていけるようなことで、委員長にはお願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。ほかに討論のある方いらっしゃいますか。それでは、反対討論からお願いしたいと思います。反対討論の方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

お二人とも賛成討論ですか。

そしたら10番、山下議員、どうぞ。

○10番（山下純夫）

それでは、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場より討論を行います。

この選択議定書は、女性差別撤廃条約を批准している189か国のうち115か国が締結しております。これは先ほど武井委員長からも報告があった次第です。そのとおりです。

この条約、今日の論点は主に2点あります。

まず1点目、選択議定書批准の意味ですが、これは女性差別撤廃条約の履行を確保するために国家報告制度があり、条約の内容を実現するために何をしているか、批准国に報告させ、条約機関がその内容を審査、勧告するものです。

また条約の履行確保制度には、このほかに個人通報制度と調査制度が存在します。特に個人通報制度の有用性が高く、例えば先般明らかになりました沖縄での米兵に

よる女性暴行事件、これを政府が県にさえディスクローズしてなかったというような問題がありますけども、こうしたことについても、何らかの措置を講ずることができるものと考えております。

そしてこの個人通報制度は選択議定書において規定されており、批准していない日本では、活用できない現状がございます。

よってこの選択議定書の批准をすべきだと考えます。

また2点目ですが、開成町議会がこの批准を求める意見書を国に提出することの意義ですけども、かつて日本政府がこの条約機関から勧告を受けた内容に対して、国連の指摘は拘束力がないと閣議決定をしたことがあります。

これはカナダ政府が勧告を受けた際に、当時の首相がその内容を細かく国会の中で説明、解説をしてほしいと条約機関に求めたことと対極をなす態度であります。しかも2015年から4年間の任期の間、この条約の委員会の委員長は日本人の女性が務めております。そういう現実があるにもかかわらず、そのような閣議決定がなされた非常に残念なことでもあります。

また、具体的には2021年3月6日、名古屋の入管で外国人女性が死亡した件について、現状では遺族に対しても適切な情報公開が行われてないということもあります。これも個人通報制度や、独立した国内人権機関を持たない日本政府の人権意識の後進性が窺われるところ際立つばかりだと思います。

その後、同じく2021年9月には条約機関からの質問表において、選択議定書の国会承認に向けた計画と見通しを示されたいというような質問勧告があったことに対し、国は早期締結に向けて真剣な検討を進めるとの回答をしておりますが、個人通報制度を関係省庁研究会はおおむね16か月に1回の開催となっており、1年に1回も開催されておられません。かなり停滞していると言わざるを得ない状況です。

こうした政府国会の女性差別撤廃に関する認識の甘さが2021年時点での衆議院議員に占める女性の割合9.7%という現実かと思えます。

このような国の内外から見て、立ち後れた現状を打破するためにも、女性議員比率25%を実現した開成町議会が声を上げ、地方からも変革していく必要を感じる次第であり、今回の意見書提出はその第一歩として大変意義のあるものと考えます。ぜひとも可決して開成町議会の先進性と健全性を、町の内外にアピールすべきだと思います。

同僚議員の皆様の良識を信じて、討論を終わります。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。詳しい説明は委員長と山下議員からされましたので省くことにいたします。

私が注目をいたしましたのは、日本政府は女性差別撤廃条約を批准後、なぜ長きにわたり、この選択議定書の方は批准しないのか。それを疑問に思い、幾つかの国

会の録画を拝見いたしました。国会では度重なる質問や追及を受けていましたが、日本政府の回答は国連による意見や勧告が日本の裁判所の判断と異なる場合があると、日本の司法権の独立が脅かされる可能性があるということや、どのように対応するか検討が必要という答えに、長年にわたり同じ回答に終始しています。

国連が欧米の価値観に偏っているという反対論もあります。しかし実際は、アジアやアフリカ各国も多く含む115か国もの選択議定書の批准国には、多くの司法国家が含まれていますし、通報制度をする前には、条件として国内で利用し得る全ての救済措置が尽くされることという条件が定められています。そのため日本の司法権の独立を脅かされることはありません。

また、国連の意見や勧告に強制力はないと定められてもおります。

では、ただ何ただ何かを公にしたくないという別の理由が隠されているのかというと、それは公で述べられないがために推測にとどまってしまう。

私がこの選択議定書を批准する意義を見いだしたのは、物事がもし国連による勧告を受けた場合、女性差別による不利益なのかどうか、隠されずに公になって関心及び注目され、多くの人が何かを感じたり、誰かを議論したりするきっかけになるということです。

日本が先進国にもかかわらず、ジェンダー指数が世界最低水準であるのは、物事を決める社会的な立場に女性が少なかったために、女性というだけで受ける理不尽な待遇が認識されず、公にされづらかったと思うからです。

また、日常生活においても、無意識化で常態化している場合も多く、議論されるに至らなかったからだと思うからです。

国がいつまでも国内制度との整合性などを理由に、選択議定書の批准をこれ以上先延ばしにすることを放置しないという意思を、次々と現在278もの地方自治体の議会が表明しています。

男女同権は既に当然のことであり、時代に即した改革を果敢に行うこの開成町議会としても、そのような意思を行動で示したいと思います。

以上述べて、私の賛成討論といたします。

○議長（山本研一）

ほかに討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

陳情第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情について、採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成多数）

○議長（山本研一）

賛成採決の結果、賛成多数によって採択することに決定しました。  
本日の日程は終了しましたので、これにて散会します。  
お疲れさまでした。

午後 3 時 5 4 分 散会